

日程第1 一般質問

5番 中塚 礼次郎

- (1) 建物の耐震化による減災対策について
- (2) 集落の維持・後継者を目的とした移住者向けの住宅施策・制度について

8番 大原 孝 芳

- (1) 空き家対策の特別措置法の施行に当たって
- (2) プレミアム商品券事業について

4番 鈴木 絹 子

- (1) 中川村のこども達の健やかな成長に不可欠は環境について

1番 高橋 昭 夫

- (1) 学校教育に農業をどう生かすか。
- (2) 自転車制度と、村としてのルール違反防止策について

出席議員（10名）

- 1番 高橋 昭 夫
- 2番 湯澤 賢 一
- 3番 松澤 文 昭
- 4番 鈴木 絹 子
- 5番 中塚 礼次郎
- 6番 柳 生 仁
- 7番 小池 厚
- 8番 大原 孝 芳
- 9番 山崎 啓 造
- 10番 村田 豊

説明のために参加した者

村長	曾 我 逸 郎	副村長	河 崎 誠
教育長	下 平 達 朗	総務課長	福 島 喜 弘
会計管理者	中 平 千賀夫	住民税務課長	米 山 恒 由
保健福祉課長	中 平 仁 司	振興課長	富 永 和 夫
建設水道課長	米 山 正 克	教育次長	座光寺 悟 司

職務のために参加した者

議会事務局長	菅 沼 元 臣
書記	松 村 順 子

平成27年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成27年6月16日 午前9時00分 開議

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付をしたとおりであります。
日程第1 一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
5番 中塚礼次郎議員。
- 5番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました建物の耐震化による減災対策について、そして、もう1問は、集落の維持、後継者を目的とした移住者向けの住宅施策、制度の、この2問について質問をいたします。
今、日本を初め世界の各地で地震や火山活動が活発化しており、自然災害による大きな被害を引き起こしています。
県が3月に公表しました糸井川静岡構造線断層帯の全体が動く巨大地震の被害想定では、最悪の場合は長野県で7,000人以上が死亡、上伊那地域は伊那谷断層帯の地震マグニチュード8.0、被害が最大で死者は1,260人、夏の正午の発生という想定であります。中川村での死者は10人に上ると予測いたしました。
阪神大震災から20年、2011年の東日本大震災、県の北部地震、昨年11月の神城断層地震、また、最近ではネパールでの地震からも見られるように、地震による死者の97%は建物の倒壊が原因と言われております。
村での地震被害でも建物の倒壊による死者やけが人を想定しなければなりません。
今、学校の耐震化工事や公共施設の耐震化工事に向け、村としても着々とその耐震化の対策を進めているわけではありますが、今年度も住宅、建築物耐震改修等の事業を行うための住宅耐震及び住宅耐震補強工事希望調査を村でも取りまとめ中ではありますが、近年の調査の状況についてお聞きしたいというふうに思います。
- 総務課長 それでは、中塚議員のただいまの質問に対しまして私のほうから答弁をさせていただきます。
村の耐震診断は、平成16年度から国、県の補助を活用しまして昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅を対象に簡易診断及び精密診断を行ってきました。
調査開始当初は関心も高く、簡易診断は平成16年度に51棟、平成17年度に125棟を行いました。その後は調査棟数が大幅に減少し、平成25年度からは簡易診断がなくなり、累計では236棟の調査を行い、係数が0.7以下の倒壊または大破壊の危険があると思われる住宅は126棟でした。

- 精密診断は、平成24年度までは簡易診断の結果を受けて耐震性の低い住宅について精密診断を受け、耐震改修もしくは建てかえに移行するという流れでしたけれども、平成25年度からは県の簡易診断への補助がなくなり、精密診断のみとなっています。これまで行ってきた精密診断は64棟を行い、係数0.7以下の倒壊または大破壊の危険があると思われる住宅は51棟でした。
また、精密診断の結果、補助事業を活用しての耐震工事が行われた住宅は4棟です。
なお、耐震補強に合わせてリフォームを計画したところ、工事費が高くなり新築をされた方や補助事業を活用するにリフォームに合わせて耐震工事が行われた方もあり、これらの数字の把握はしておりません。
なお、平成27年度の精密診断、最近、まとめたところでは、希望は2件であります。以上です。
- 5番 (中塚礼次郎) 今、総務課長のほうからお答えがありましたが、そうすると、補強の工事が必要とされる戸数っていうのは51棟っていうことですかね。
- 総務課長 簡易診断で0.7以下になっても、実際、精密診断をすると0.7以下ではなかったという、改修の必要がないというものもございまして、はっきり数字として精密診断まで行って出てきている上では51棟というふうになります。
- 5番 (中塚礼次郎) 今、村としてつかんでいる数字が補強工事の必要な家屋が51棟ということということです。
建物の耐震化による減災の効果を県がまとめた試算によりますと、耐震化率が100%の場合は想定する最悪のシナリオの地震が起きても全壊する建物や死者の数は10分の1に減らすことができるといいます。
長野県北部地震で最大の被害を受けた白馬村の神城堀之内地区の建物被害を調査した信州大学工学部の松田助教授は、1981年以前に建てた旧耐震化基準の木造住宅の約半数が全壊、耐震化の有無が被害に直結すると言っておられます。
2012年時点の県内の耐震化率は77%、2008年の全国平均の79%よりも低いわけです。ありますけれども、中川村の耐震化率についてわかっているとお答えいただきたいというふうに思います。
- 総務課長 ちょっと、その前に、ちょっとその前の質問に対しまして若干補足をさせていただきますと、実は、56年5月末以前に建てられた木造住宅というのは、27年当初の数字で637棟ございます。はっきり言うと。これは固定資産税の課税台帳から引っ張っている棟数で、住宅を増築した場合は、もとの住宅も1棟、増築分も1棟、そういうふうに固定資産税の評価上は棟数をカウントいたします。外見上1棟という建物でも、実際には課税台帳上は2棟、3棟になっている場合もあるということで、637棟というのは外見上の棟数ではないということをお承知おきいただきたいと思います。
それから、先ほど耐震改修が必要な住宅は51棟と答えましたけれども、これは、あくまでも精密診断まで行ったものの中で把握している数字で、これ以外に、まだ耐震改修必要な住宅というのはまだまだあるという認識をしておりますので、その点は御了解願いたいと思います。

ただいまの質問でありますけれども、県が公表している住宅耐震化率というのは、建築着工統計調査結果に基づく推計値であります。

市町村単位の耐震化率も出されておられません。

また、県下市町村からの報告を集計したものでなく、村の耐震化率の数字はありません。

以上であります。

○5 番 (中塚礼次郎) 村の耐震化率というのはないということだということであります。耐震化が必要とされる特に高齢者住宅の割合、これ、戸数がわかれば伺いたいんですが。

○総務課長 先ほどから、ちょっと固定資産税課税台帳という言葉が出てきております。村内のこういった戸数、棟数等については固定資産税の課税台帳から資料をいただけますが、この建物が誰の所有とか、そういう情報までは課税情報であれ、同じ役場内であっても部署が違えば、当然、提供できない、されないものであります。そのために高齢者住宅の割合というのはつかんでいないのが実態であります。

○5 番 (中塚礼次郎) 今、課長の答弁で、部署の違いもあり、情報としてつかみ切れないというお答えであります。いざ地震が起きた場合に、そういった最も弱い立場の高齢者の住んでいるお宅が何件あるんだというふうな把握はやっぱり必要だというふうには私は考えますので、その点、また検討いただきたいというふうに思います。

それで、新たな住宅の建設というのは年齢的に無理であったり後継者がいなかったりというふうなことであるというふうに思うんですが、高齢者は身体も高齢化してくると不自由になって、機敏な動きも大変困難だということで、住宅の中で特に生活の拠点となる場所の身を守るための耐震化、強化、これ、例えば1件の高齢者のうちの中なら寝室を耐震化するとか、居間、夫婦で主に生活の拠点となる居間を部分的に耐震化するというふうな、こういったことを補助制度も利用して一刻も早く進める必要があるんじゃないかというふうに私は考えるわけですが、その点はいかがでしょう。

○総務課長 耐震強化対策といたしまして、住宅建築物耐震改修促進事業というのがございます。これによりまして耐震工事をされる方を支援しているわけなんですけれども、耐震性能を向上させ、総合評点、1棟の住宅の耐震化の総合評点を0.7以上にする工事、これに対しては、国、県、それから村も合わせまして60万円を上限に補助を行う制度がございまして。

特に古い住宅につきましては、田舎ながらの古い住宅の特徴ですけれども、座敷、下座敷というのがふすま、あるいは障子で囲われている、要は耐震壁がないという中で、ごく一部の部屋、寝室とか、先ほどご指摘されておりましたように、寝室、居間だけを補強しても、ほかの部分が補強されていないと、周囲の加重っていうかがかかってしまえば、通常の耐震補強でその部分だけをしても効果は低いのかなというふうに感じます。

私たちのほうでは、その精密診断っていうのは、これ、国、県、市町村が全額、費用を負担して精密診断を行っております。まずは精密診断をしていただいて、自分の

うちの耐震強度がどの程度あるか、まず、それを知っていただいて、そして、俗に自助・共助・公助っていう、災害にはよく使われる言葉ですけれども、自助の部分で、それじゃあ、自分の身をいかに守ったらいいか、耐震対策を検討していただいて、必要に応じて補助事業を活用して耐震改修をしていただくと、こういう必要があるのかなというふうに思います。

○5 番 (中塚礼次郎) 今、課長の答弁で、その部屋の寝室なりだけを耐震化しても効果が少ないというふうにお答えがあったわけですが、地震が来たときに、とっさに机の下に身を隠すというようなことで命を免れるということがあるわけで、シェルターというふうな意味合いで、どうしても大々的に家全体の耐震ができないっていうふうな状況を考えると、とっさに身を守るために、命を落とさないために、そういったものをするというふうなことも私は必要だというふうに考えますので、そんなようなことをぜひ普及してもらおうというか、進めていっていただきたいというふうに思います。これは、また検討いただきたいというふうに思います。

それから、この県で出た地震の想定をもとにして、自治体によれば被害想定によってハザードマップのデータの更新や揺れやすさのマップをつくって住まいの土地や耐震状況に関心を持ってもらう取り組みがされているわけですが、そんなことも私は必要ではないかというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

○総務課長 ただいまの中塚議員の質問のとおり、自治体の中には、土砂災害、地震、風水害など災害の種類ごとにハザードマップを作成したり、地区ごとのハザードマップを作成しているところもあります。

県で行った土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定が今年度中にはされます。そのデータをもとにハザードマップの更新を行う予定です。

ただ、何種類ものマップ等を作成しても、災害時にはかえって住民の皆さんの混乱を招くおそれがございます。災害ごとのマップということではなく、土砂災害、地震、風水害、こういったものを網羅したハザードマップを、今年度、作成することを計画しております。

○5 番 (中塚礼次郎) はい。どうも。台風災害や集中豪雨による災害は、ある程度、事前に予想だとか予測がつくわけでありましてけれども、そして、それに対する対策も打てるわけですが、地震災害は突然であり、その場での対策っていうのは非常に困難だというふうに私は思います。住民の命を守るために事前対策を早急に売っていく必要があるというふうに考えますので、そのことをお願いいたしまして次の質問に移りたいと思います。

2問目の質問であります。集落の維持、後継者を目的とした移住者向けの住宅施策、制度について質問をしたいというふうに思います。

中川村第5次総合計画後期計画では、人口の減少、少子高齢化の急速な進行の中で定住人口の増加は村の将来にとっても重要な施策となっていると現状課題を示し、集落の維持を目的とした移住者向けの住宅施策を検討する必要があるとしております。

集落の維持のための移住者、後継者を必要とする集落は、高齢化や後継者不足の進

む中、ほとんどの集落がその対象になるのではないかというふうに考えます。毎年、総代会の中で周知されていますが、集落の意向について把握をしている状況をお聞きします。

○総務課長 ただいまの中塚議員の質問の中にもありましたとおり、総代を、地区総代を通じまして、また、地区懇談会の席、あるいは地区要望に来られた際に、必要と思われるような地区に投げかけを行ってまいりました。現在までに申し出のあった地区は1地区であります。この地区では、用地の候補も提示されておりまして、昨年度、現地調査も行っております。

以上です。

○5 番 (中塚礼次郎) 中川の各地区の中では、現状では1地区が申し出があるという現状のようです。

集落の担い手はもちろん、後継者のいない農地をどう守っていくかが集落の大きな問題となっているわけであります。本当に、この1、2年を争う課題だというふうに私は思うわけですが、早急の制度づくりが必要ではというふうに考えます。

村の考えや制度の内容と事業の流れ等、考えがあればお聞きしたいということ、村内外にどういった周知の方法を使っていくかというようなことが、考えを聞きたいと思えます。

○振興課長 今回の質問の件でございますが、今年度の予算の中でもご説明申し上げましたが、村として新たな農業の担い手確保のための、その新規就農者の研修制度を創設をして、27年度から、そういった就農希望者の募集を行う予定で、現在、進めております。今年度、募集をしながら、来年度以降、里親農家さんのご協力を得て、そのもとで研修を受けて、後継者のいない農家の農地を譲り受けて就農してもらいたいという考えでございます。これにつきましては、現在、準備を進めております。詳細が決まり次第、村のホームページ、また、県の農活サイト、デジタル農家信州というサイトがございます。そこを通じて募集をしたり、また、銀座NAGANOですとか県の名古屋事務所等に、その移住相談窓口へ、そういったチラシを置いたり、また、県、関係組織で通年で都市部で就農相談会等も行われておりますので、そういったところへも出向いていきたいと考えています。

この制度につきましては、今回、その新規就農者研修事業ということで、営農センターのほうで取り組むということになってございまして、営農センターの総会でもご説明をし、また、農業経営者会議の総会でも農業担い手、認定農業者の皆さんに、そういったご説明をしながら、ぜひ、その研修生の受け入れ先としてお願いをしたいというお話もしております。

また、県の農業改良普及センターとも連携をしながらということで取り組みを進めているところでございまして、県を通じての、そういった相談にも、就農希望者の受け入れということも考えていきたいと考えております。

また、昨日も質問があり、答弁をさせていただきましたが、その個別の農業の担い手と別として、やはり地域ぐるみで、そういった農地の受け皿づくり、組織づくりが

必要というふうにも考えておりまして、そういった集落営農法人組織の立ち上げ、そういったところが受け皿になりながら、当面、こう、急に病気や事情で、その農地の管理ができなくなった、そういった受け皿づくりも必要かと考えておりますし、また、ぜひ、今、各地域で取り組んでいただいている多面的機能支払や中山間事業の中で、そういった、当面、管理ができないようなところの農地を、ぜひ地域ぐるみで管理をしていただいて、後の方に、こう、つないでいただくという仕組みができればいいかと考えております。

○5 番 (中塚礼次郎) 今、振興課長のほうから取り組みの内容についてお答えがありました。

移住を希望する人たちのほぼ全員と言っていいというふうに思うんですが、生活になる、生活の基盤となる仕事を問題としていると、そしてまた住む家、仕事をどう探すかということが問題で、移住を決断できない理由ではないかというふうに思うわけですが、数日前のNHKの番組で富山県の南砺市の定住促進への対策、取り組みが放映されました。たまたま、私、見ておりまして、ここの南砺市の高草嶺集落という集落があるわけでありまして、山間過疎地域で65歳以上が6割を占めるという後継者のいない集落であります。元気な子どもの声と生き生きと暮らす親子の生活が放映されました。昨年の4月、就職支援で移住者を増やせと南砺市への転入者を雇用する事業主に対して助成を行う制度を発足させたということがテレビの中で言われてまして、転入者を雇用する事業主で、9つの事業主がこれに登録しているという内容でありました。奨励金の交付の期間は2年間で、奨励金の交付額は月額賃金の2分の1、5万円を限度としているということですが、市が指定の山間過疎地に居住する者を新規採用の場合は限度額7万5,000円もしくは10万円の事業主に助成がされる制度となっております。事業主を応援して移住者を増やす、このような定住奨励制度も私は必要ではないかというふうに考えますが、その点はどうでしょうか。

○村 長 事業主へのそういう補助制度についての意見というのは、ちょっと通告書になかったものですから、この場でのお答えになりますけれども、南砺市がどれぐらいの人口で、どれぐらいの企業があるのかということ、ちょっとわかりませんが、それに比べて中川村というのは、圧倒的に、恐らく企業の数、あるいは、そこでの雇用の数というのも少ないのかなというふうに思いますし、中川村の中で同じようなことをやったときに、じゃあ、それに応えようという企業がどれだけあるのか、村内企業がどれだけあるのかということについては、ちょっと疑問な点はあるかと思いますが、商工会のほうで、そういう一般質問をいただいたけど、どうよというふうな問いかけはしてみたいのかなというふうに思います。

ただ、次の質問にもあるのかもしれませんが、自分で起業をする方っていうのも中川村は大変多いと、起業するっていうか、中川村に移住してこられる方のかかなりの数の比率でですね、工芸作家的な方も増えておりますし、またお店も、昨日も申し上げましたけれども、新たにお店を開くというふうな方も、Uターンの方、Iターンの方で、そういう方がユニークな自分なりのこだわりのお店を開いていらっしゃるって

いうふうなことも多いし、それが、また仲間をですね、呼んで、わあ、いいところに住んだんだねって、ああ、ここでこんなことしているんだ、おもしろい人もたくさん仲間がいるねということで、芋づる式という言葉は失礼かもしれませんが、そういう形で、こう、人が、移住希望者が増えているっていうのはありがたいことだというふうに思っています。そういう方々は、若い方ですので、自分なりのこだわり、才能で魅力を、村の魅力となっていていただくこと、それからまた、若い方々などで、地域のほうにもですね、いろんな地区作業とか、いろんな形で貢献を、地域の農産物の販売とかですね、いろんなこともできるかと思っておりますので、新しいセンスでですね、地区に貢献してもらえそうな形で、こう、交流が深まっていくことを期待しているところでございます。

○5 番 (中塚礼次郎) なかなか、働く場所というのはなかなかないっていうのが現状で、きのうも出ましたように新たな企業の誘致というようなこともなかなか問題もあって早速にというふうにはいかないというふうに思うわけですが、ここの、ちょうど高草嶺という集落に移ってきた子どもとお母さんの2人なんですけれども、その仕事先はお豆腐屋さんに時給1,000円で働くというふうなことで、市からの、その事業主に対する補助金が出されて、そこで時給1,000円で働いているということで、都会に比べたら生活費も低いし、野菜やそういうのも近所の協力があってということで、子どもも大変生き生きと暮らしておって、雪が降ったら大変だというようなことで、冬場用の車庫のガレージも地域の衆が入り口を広くしてもらって、応援して車庫をつくるというふうなことで、地域でそういう人たちを応援しながら生活しているというふうなことをテレビで見まして、すばらしいことだなあというふうに感じたわけでありまして。

それで、中川村の場合には、この定住対策、空き家対策というふうな扱う部署が一本化されておらんというふうに思うわけですが、空き家対策関係は振興課のほうだということで、この集落への後継者というか移住者の関係については総務課だというふうなことで聞いているわけでありましてけれども、この、この間、テレビで放映された南砺市については、南砺で暮らしません課という課を設けております。それで、内容的には、婚活支援事業係と定住・空き家対策係の2つの係で結婚活動の支援や定住・空き家対策、情報の発信まで、そこに相談に来れば、系統立ててすべてがわかって対応できるというふうなことでやっておりました。定住・空き家対策の係のほうは、結構な事業を持っておりまして、特に定住促進にかかわる調査、研究や企画、それから定住施策のための庁内調整、それから定住促進事業に関することや定住の情報、I・Uターンの誘致促進に関すること、それから定住奨励事業に関すること、定住相談に関すること、空き家対策、空き家バンク登録事業に関すること、それから山間過疎地域の振興に関すること、こういうことで定住・空き家対策係が設けられて対応しているというふうにお話がありました。

中川の場合には、さっきも言いましたように、例えば空き家対策のほうは振興課のほうでやっておって、今度、今、地域に移住して、住宅を設けてっていうふうなところは総務課だというふうに聞いているんですが、事業を進めるためには一本化するこ

とが必要だというふうに考えるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○村 長 南砺市がどれぐらいの人数の職員がいらっしゃるのかわかりませんが、中川村、大変限られた職員の中でやっております、この部分だけ見てどうすればいいかっていうんじゃないで、全体最適化っていうこと図っていかなくてはいけないということでございます。また、そんなに大きくはない、そしてまた気心の知れた小さい役場の中での、それぞれの職員でやっておりますので、その辺の連携というのは、もう、総務課の企画からですね、振興課までですね、歩かないでもけんけんでも行けるぐらいの距離でございますので、その辺のところはコミュニケーションをしっかりと取りながらできると思いますし、空き家対策の部分と、また、そういう新たに移住者を迎え入れるっていうことになってくると、その空き家情報だけではなくて、もっと、空き家でうまくいかない部分のことをどうしようかっていうふうな中で考えておって、もう少し守備範囲、企画のほうで多面的なところでやっていかなくてはいけないのかなというふうなところがございまして、そういうふうなことも勘案しながらやっているところでございます。また、今後も役場のすべきことというのは、いろいろだんだん増えてきているわけございまして、その中で全体最適化を図るというふうな中でですね、どういうふうな役場のあり方がいいのかというふうなことは今後とも考えていかなくてはいけないと思いますが、今のところ——今のところといいますか、そういう形で取り組んでいるということでございます。

○5 番 (中塚礼次郎) 私は新しい課を一つ別に設けるということではなくって、一本にして、できるだけわかりやすくしていただいたほうがいいんじゃないかというふうに考えているわけです。

それで、村でも、今、村長も言いましたように、空き家の有効な活用、それから移住者、移住希望者を受け入れを進める補助施策も行われておりますが、なかなか貸し手が少ないのが現状だということです。農地を守りながら集落の働き手となる移住希望者に生活基盤となる住宅を確保して、将来的には自分の持ち家となる、そんな制度、建設の設計段階から部屋の間取りをどうするというふうなところから携われる仕組みが必要ではないかというふうに考えるわけですが、今後、事業を進める中で、そういったものを組み入れていく必要があるんじゃないかというふうに考えますが、その点についてお願いします。

○村 長 地区によってといいますか、地区を問わずというふうな言い方のほうが正しいかと思っておりますが、地域力が落ちてきて、地区作業、あるいはお祭り、いろんな行事、いろんな役割分担等々もですね、なかなか限界に来ているというふうな状況がある中で、一番いいのはしっかりと村で育った子どもたちに村で生活してもらおうのが一番いいわけですが、それも十分ではないということになってくると、外からも迎え入れることが必要であるというようなことで、今までのような形で、まとまった形で便利な所に分譲地をつくるのではなくて、そういう、こう、新しい、こう、担い手、戦力を欲しいという地区に1世帯2世帯というような形で入ってもらえるっていうふうなことが必要ではないかというふうに考えて、そういうことの間いかけをしてきまし

た。先ほど総務課長のほうから答弁があったように、1地区、手が拳がったわけなんですけれども、いろいろ聞いてみると、必ずしも地域全体を挙げて歓迎というわけでもなくて、いろいろ違う考えの方もいらっしゃるような声も聞いておったりして、また、来られる方にとっては、今までの生活をですね、切り捨て——切り捨てというか、そこを、こう、断ち切って移ってこられるわけなので、もし、こちらに来て、こう、ちょっと反対意見で声の大きな人なんかがいすぎてくしゃくしたりすると、ちょっと大変申しわけないことにもなるのかなというふうなことで、やっぱり地域の、こう、迎え入れようという、こう、熟成というようなことは、すごく大事な事かなというふうに思っています。それがなくて、こう、住んでもらったときには、何かあったときには、その方もあれだろうし、地域としても変なやつ連れてきたみたいと思われて、非常にぎくしゃくするっていうとよくないことだというふうに思っています。そんなことで、ちょっとしっかりと合意形成をして、来ていただける方も、本当に来てよかったな、そしてまた地域も迎え入れてよかったなというふうにしなくてはいけないというふうに思っています。

お話のとおり、その住宅については、やっぱり一番、お金さえかければ何とでもなるところですけれども、そこについては、いろんなやり方が、たくさん取り組みがなされておって、非常に参考になる事例がございます。

ただ、ちょっと違うことを申し上げるとですね、ちょっと、ある記事で読んだんですけれども、その人口減少社会において私有財産の建物とか、それは、主には空き民家の話だったんですけれども、その私有財産制度になっているっていうことが、その地域の力を維持していく上でマイナスになっている、阻害要因になっていると、つまり、こう、地域に入ってお店を開きたい、このお店使いたいっていうのに、その持ち主の人は都会に行っておられて、そんなややこしいことに、かなわん、もう、あのままにしておきたいみたいな話で、せっかくあるものが私有財産であるがゆえに生かされない、それは主に店舗の話だったんですけれども、住居についても同じことが現に起こっていると思います。都会に移っていった人は、ここにある家を、物があるからとか、たまには帰るとか、いろんな、変な人が来てトラブルに巻き込まれたら嫌だとか、いろんなこと、心配があって、せっかくあるおうちが住みたい人がいるのに生かされないという、地域力の維持、そのために持続が阻害されているというふうなことがあるのかなというふうなことを思います。

例えば南原とか八幡平なんかでも、やっぱり分譲地で、こう、一遍にどんとやって、同じような人が同じタイミングで割と似たような状況の方々が来られて、それが年をたつごとに、だんだん高齢化が進むんですけれども、ほかの地区だと、昔ながらの地区は、それなりに、こう、世代交代が行われるけども、あの南原と八幡平の方々からお聞きする悩みとしては、余りほかの地区ほど、地区以上にですね、世代交代が進みにくいところがあって、もう高齢化が進むばかりだというふうなお話があったりもして、だから、そう考えてくると、こう、何ていうか、どういうやり方がいいのかなというふうなことも、せっかく入ってもらっても、その方々も、いずれは高齢

化したときに、そのものをどういうふうに、また生かして、こう、新陳代謝を図っていくことも考えながら、そうは言っても、いずれ建物も老朽化するわけですからとか、いろんなことを考えながらですね、いい方法を考えていく必要があるなというふうなことを、ちょっと、その記事を読んでから、ちょっと、こう、思い、こう、ひらめきというか、何か、なるほどという、違う視点を得たなというふうなことがあって、ちょっと、その辺も、今、まだ、職員の皆さんともしっかり話し合っていない段階でのポイントには過ぎないんですけども、そこら辺のこともよく考えながら、いい形です、入ってもらって、末永く地域が存続していくようなことを考えていかななくてはいけないなと思っております。

○5 番 (中塚礼次郎) それぞれの集落に共通した、そういった課題というか、悩みということでありますので、できるだけ多くの情報を出していただいて、それぞれの集落でいろんな意見を交わしてもらって、じっくりもんでもらうっていうことが、そういう人たちを迎え入れていくために必要なんじゃないかというふうに思います。総代さんも大体一年交代というようなことで、できれば一年が無事にいろんな問題がなくて済んだほうがいいなというふうな、どちらかという、そんな傾向にもなりがちなので、たまたま行った集落で、どうも、そこらの辺が、どうも地区内の衆にも徹底もできておらんし、どういうふうか余りよくわからんなあというふうなことで話もありましたし、どういうふうになっていくかということとは別として、とにかく行政の側からも集落へ積極的に投げかけをして、十分にその地域でもんでもらって、本当に必要なあというふうな考えになってもらうっていうことが必要かというふうに思いますので、その点を特に申しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議 長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

次に、8番 大原孝芳議員。

○8 番 (大原 孝芳) 私は2問を質問したいと思います。

まず、最初に空き家対策の特別措置法の施行に当たってという項目で質問したいと思います。

先月の26日に全国一斉に空き家対策の特別措置法というのが施行されました。当然、中川村においても同じような法律が適用されるわけでございます。それで、今、空き家の対策、空き家というものが、今も、いろんな、前議員からお話がありましたが、全国でも820万戸に及ぶ空き家が、別荘も含めてだそうですが、そういった空き家があるそうでございます。それから、それが、例えば所有者が撤去を、修繕や勧告をこの法律によって命令ができると、そして、それに対して実施されない場合に対しては行政代執行も可能であると、それから50万円以下の過料とか、そういった法律の内容でございます。それから、勧告を受けた物件は固定資産税の優遇を受けられず、税額が最大6倍になる、それと、今、言ったように行政代執行でございますので、自治体の権限が法的にきちんと位置づけられたということになるかと思えます。

中川村においても26年度の3月に私たちも議会でも美しい村づくり条例なんかを可決しましたが、それにおいては、きちんと是正勧告ぐらいでございましたが、今回、

景観を損なうものについては、きちんとこういった法律で抑えられると、そんなような理解を私はしています。

そこで、まず、ここの中で、どういう建物がそういった対象になるかというようなことも法律で、指針なんかでもって出されていると思いますが、それを特定空き家として、言葉として定めているわけでございます。倒壊や、倒壊等にも著しく有害とされるおそれがあったものを特定空き家として定めて、それに対して対処しなさいと、そういうことでありますが、新聞報道によりますと、26日に施行され、そして、すぐ、中川村に対しても、そういった、その、こういったものを特定空き家とするかについての指針、指導があったと思いますが、また、中川村にそういった建物がどのくらい存在するかといったことについて、現時点でどのように、把握する方法、あるいは現在の、今、進行、それに対する進捗状況ですか、そういったことをお聞きしたいと思います。

○総務課長 ただいま大原議員の一般質問の中に出てまいりましたけれども、この空き家対策の推進に関する特別措置法、今年の26年11月27日に公布されまして、ことしの2月26日に一部、また、この5月26日に一部の規定が施行されたということです。

しかし、国のほうでは、国から県への説明会は今月の8日です。県から市町村の説明会は昨日です。詳細が私たちにところには伝わってきていなかったということで、村における対応の協議は、まだ行っておりません。

この法律に基づく施策を村が行っていく上では、実施体制の整備が必要であります。村内の関係部局による連携体制、あるいは法律によりまして協議会の設置ということも求められております。それから、空き家等の所有者、あるいは周辺住民からの相談体制の整備、こういったことも求められます。そして、その次に空き家等の実態把握と、それから、そのほかにも何項目も、行政、市町村の仕事として求められておりますけれども、役場の中では、関係する課、係が幾つにも及びます。まずは関係する課、係におきまして事業調整会議を開催しまして、主管課、あるいは係の決定、関係する課、係の連携体制を構築しなければスタートをしないというふうに考えております。

以上です。

○8 番 (大原 孝芳) 今、課長の答弁で、まだ、きのうですか、そういった説明等があったということで、大きくは進んでいないということでもあります。

私は、今も中塚議員がいろいろ話したんですが、その空き家の対策っていうのは、この法律は、危険だからですね、壊すようにしたいとかっていう半面、空き家、そういった放置された空き家を、例えば税の優遇措置がなくなるとか、そういったことを利用しながら、貸し、ただ、こう、壊すだけじゃなくて、有効利用していこうっていう一つのことに追い風になるんじゃないかっていうようなことも期待したような法律だっというふうな説明もございます。そして、

私は、例えば、私の近所にも、そういった不在、持ち主、ちゃんとわかっているわけですが、住んでいないような住宅も見受けられるんですが、じゃあ、それがあって、非常に、村でつくった景観、美しい村づくり条例のように、ちょっと見

苦しいとか、そういったことを口にする人もいらっしゃいますし、何ていうんですか、じゃあ、それを、じゃあ誰が地主さんに対して、持ち主さんに対して勧告していくとか、そういったことが今まで骨抜きだったんですが、こういった法律が施行されることによって一歩大きく前進するんじゃないかというふうな気がしています。

そこで、例えば、そういった、使えるものは、さっきいろいろ村長も答弁していましたが、使えるものは使ってくださいなんですが、例えば、もう倒壊寸前のようなものについては壊して、じゃあ更地に、もし、させたとしてもですね、そこを、じゃあ、その土地はどうなるかっていったら、もとへ戻って固定資産税として上がってくるわけだそうで、じゃあ壊すことによってどういうメリットが生じるかっていうとですね、また同じように、だから、なかなか、こういった法律を施行することによって、じゃあ地主さんのメリットってなんなのっていうことでもありますでしょうし、また、そこが、じゃあ更地になっていけばいいのかっていう問題もありますし、それから、行政代執行ができた場合に対して、それのお金は回収できるかどうかですね、いろんな、これから、今も課長、言われたように、これから考えることなんでしょうが、そういったことが懸念されている、つまり、2番の質問のように、何か一つの問題点というかなですね、いいことだらけじゃないような見方が指摘されていますが、現時点で、皆さんたち、行政の皆さんが進めていく中でですね、この法律を適用した場合にですね、何か、各自自治体によっていろんな問題点が若干違うかと思うんですが、そういった問題点っていうようなものを、何か、もし今の現時点でお気づきになれば、住民の皆さんたちにもですね、例えば近隣にそういった住宅があったり、自分の親戚があったりですね、そういった面で少しの情報公開になると思うんですが、いかがでしょうか、そこら辺については。

○総務課長 そもそも、この法律ができるきっかけっていうのは、市町村からの国への働きかけもあったというふうに承知しています。その働きかけの内容っていうのは、もう古い家屋がそのまま放置されていて、先ほども問題の中にもありましたとおり、もう崩れかけている、危険だと、あるいは景観を著しく阻害している、だけでも、所有者に所有権があるために行政がやたらに手を出せない、これが何とかならないかというような法規制を求めた結果、それらのこの中には組み込まれたというふうに考えております。

空き家の所有者が、必ずしも、現在、村内の方ばかりではないんですよ。中川村の中、見てみますと、例えば、特に建築リサイクル法が施行されて以来、家屋の解体に、分別して利用できるものは再利用する、資源化する、そういう中で、現在では坪当たり6万円くらいの解体費用がかかるということで、従前の古いうちはそのまま残して、別に住居を建てるというのが、最近、多くなってきています。村内を見てみますと、そういう残された家屋が朽ちて来ているものも出てきている、そんな中では、この法律については、出ていった、出ていかれた方だけでなく、村民も、自身も十分内容を受けとめていただかないと、最終的には、この法律の目指すところが村内にも十分波及しないのかなというふうに考えております。

先ほども言ったように、昨日、長野のほうで説明会がありまして、総務課のほうで

1名参加しまして聞いてきておりますけれども、まだ、その説明会の内容を私のほうも十分報告を受けておりません。これから説明会の内容等を十分理解しまして、関係する課、係で検討を進めないと、具体的な問題点というのは明らかになってこないのかなというふうに思っております。

以上です。

○8 番 (大原 孝芳) 問題点は、なかなか今の時点では把握しにくいということですが、ぜひ、例えば、何ですか、次の3番の問題、③のほうへ移るんですが、例えば使えそうなものも、例えば、見方によっては、ちょっとお金かかるんですけど、少し直せば使えたりですね、だから、みんな、国が一丸となって、一つの、その、何ていうんですか、特定空き家の定義っていうんですかね、例えば、メンテナンスしていればですね、それは特定空き家と見ないとかですね、それから、普段、オーナーが行って、たまに、誰かを頼んでもですね、崩れる寸前なんですけど、ちゃんと見ていけば、だから、私もちょっとわかんないんですが、その国の指針としてですね、この法律の施行に当たっての、その特定空き家の定義っていうのは、例えば、一律、こういうものは全部すべて特定空き家とするとかですね、それともですね、例えば中川村独自の、その、何ていうんですか、じゃあ、地主さんがたまに来て管理していればいいんですよとかですね、だから、そこら辺の、これからの進めていく中でなんですけど、現時点で、その特定空き家の定義っていうのはですね、きのうの県の会議なんかではですね、どのように、その自治体の一つの、何ていうんですかね、器量というか、そんなようなものも許されているんでしょうか。

○総務課長 一応、定義としましては、倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態のもの、それから著しく衛生上有害となるおそれのある状態、それから適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態というふうになっております。これは、あくまでも条文からのものでして、これに対して具体的な指針、あるいはガイドライン等がね、どのように設定されているか、ちょっとそこまで、まだ読んでおりません。

今回、施行に対して、こんなになぜ国のほうが法律制定からかかったのかなっていうのは、やっぱり、こういうガイドライン等の作成に手間取ったのかなと、だから県あるいは市町村に対する説明会の開催が施行後になってしまったのかなあと、そのように感じているところであります。

以上です。

○8 番 (大原 孝芳) 今のお話で聞きますと、若干、自治体のですね、裁量っていうのも若干残されているようなふうに関心取れるんですが、それで、次の3番の、その3番のほうに行くんですが、例えば、今、景観条例でやって、村にある美しい村づくり景観条例なんかで、著しく、著しいってのがどの程度を著しいと呼ぶかは、ちょっと、それもまた問題なんですけど、そういったもので、この法律で網をかけられると、それから、なおかつ、この特措法で網へかけられるということによって、村においても、そういったものを少し進められるんじゃないかなあってというような気もしていま

す。

それと、あと、今、村、今、先ほども話がありましたように、空き家対策ということで、現在、進めている中で、私は、この特措法が、その進めていく中でですね、例えば、今まで、貸したくない人がですね、この法律によって若干後押しされて、今、何か物が入って、それで、どうも持っていてですね、このまま置いて放置しておいても余りメリットないなっていうことで、少し貸してもいいよとかですね、そういう方向に動くっていうことも期待できるかなと思ったり、それから、先ほど村長がちらっと言ったんですが、どうしてもですね、その広い、何ていうんですかね、民間のデベロッパーみたいなのが、こう、やるには、ちょっと、開発するにはですね、非常に問題があったりですね、やっぱり行政が、例えば土地開発公社がやるのはどうかとは思いますがね、村長、さっき言われたことは、そういうことじゃないかもしれませんが、私は、やっぱり民間だけでは、こういった、その民間で、じゃあ建物を、例えば、その壊した後の土地を動かしたりですね、それから、その建物を、こう、何ていうんですか、今の貸し借りでもいいんですが、それを買ったりとかですね、そういうことだけでは解決できないような物件も多々あると思います。

それで、新聞報道なんかを見ますと、NPOなんか、例えばお借りして、今の介護保険の在宅介護が、これから非常にウエイトが大きくなる中で、そこをカフェにして、何かお借りして、そういうところを利用しようとかですね、そういう動きも多々出てきているそうですが、私は、これを、この法律を利用しながらですね、そうすることによって、今、振興課で一生懸命やっている、そういった、何ですか、移住、移住者の受け入れとかですね、そういったことも、この法律とも関連させながら、地主さんに、オーナーの方に話したりしながら進めていくと、今まで異常な、その空き家対策っていうのがですね、新しい展開になっていくんじゃないかっていうような気がするんですが、振興課長あたりは、今、こちら辺のことはどんなふうにお考えですか。

○振興課長 振興課のほうでは、空き家対策というより空き家活用という視点から、移住された住まいを探していらっしゃる方に、そういったご紹介ということで窓口になっております。

今お話のあった件、この法律に関しては、どちらかという、趣旨としては、その放置されて危険性のある空き家の対策ということで施行されたというふうに判断しております。とはいえ、今、言われたように、そういった危険性のあったり、周りに、周囲に迷惑をかけるような空き家の対策を進めると同時に、活用できる部分については、ぜひ、そういった活用を考えていければと思っています。

先ほど古い空き家の、もう老朽化して住めないような空き家の取り壊しに関しては、広報でもお知らせをしておりますが、この4月から、それを売却するために、土地を売却するために取り壊しをするものについては、補助、空き家活用の補助事業、補助の対象としております。そんなところも、ぜひ活用していただいて、あと、更地にしてそのままということではなくて、それを、ぜひ、誰か住みたいという方は、そういった制度も使っていただければと思っています。

あとは、もう一つ、総務課長の答弁にありましたように、役場の部署、庁内の中でも、こう、多岐にわたった部署が所管しているというような部分がございます、その辺も整理をしながら、あとは、やっぱり、この空き家を持っていらっしゃる方のように、こう、周知をしていくかっていうことが大事なあと考えておりますので、その辺も庁内で調整をして進めてまいりたいと思います。

○村 長 ご質問のことについては、特定空き家に対する対応ということなので、正直言って、ほとんど、もう使い物にならない住めないおうちをどうするかというお話だと思うので、我々としたら、そこに行く前に、まだ住めるうちにですね、何か活用できる方法がないのかなというふうなことを考えていきたいと思っているので、特定空き家対策の法律が、そのまま、じゃあ、そこに至る前のものに、そこまで行っちゃうと大変なことになるから、早目に処分せえ——処分っていうか、対応してほしいというふうなことは言えるかもしれませんが、そういうふうな形とかで、いろんな方法を考えながら活用を図っていききたいと思います。

ちょっと、先ほどの中塚議員のときにも申し上げようと思っていて漏らしたことも関連してくるんですが、ちょっと誤解を招くところもあったかなと思って、私有財産のある弊害というふうに申し上げましたけど、国有財産にすべきだという意味では全くなくてですね、先ほどの民家の話で言うと、商店街の共有財産だというふうな意味合いもあるから、そういうところを、もう少ししっかりと、もう個人のものなんだから、どうしようがその人の勝手だっていうんじゃないで、空き店舗だったら、商店街全体の大事な財産でもあるっていう部分を、もう少し何とか配慮できるような仕組みはできないのかというふうな、そういう意味だったと思います。それを申し上げたのは、村が、その地域に担い手を入れる人で、空き民家があれば、一番そこに入ってもらえばいい話なんだけど、それがなかなかないというところで、それじゃあ、もう、空き民家を、もう、ぱっかり言っていないで、何らかの住宅を建て、用意して担い手に入ってもらおうというふうなことを考えたときにどうすればいいかっていう話で、もう、じゃあ、その人が住んでもらって、その人が、また私有財産として、例えば、そこに何らかのトラブルがあって居つけなくて、どこかへ出て行って、ほかの人に売っちゃって、全然違う人が、もう、リゾート気分の人に来て、全然、こう、うまくいなくなっちゃったっていうふうなこともあっても困るなっていうふうなことで、村営住宅であれば、人がかわっても、新しい人がきれいに入ってきて、こう、持続していくわけなんですけども、とはいえ、村営住宅で、全部、その建物のメンテナンスを村でやり続けるっていうのも大変だし、何か、その村営住宅と私有財産としての住宅との間で、何か、こう、担い手住宅みたいなものを考えられないかなあと、もし万が一、何か事情があって離れられるときには、その人が勝手に売ったりとか、あるいは荒れ放題のまま放置するんじゃないで、村に返していただいて、次の人を入れられるような、とはいえ、その人も改造したかったりとか、いろいろ愛着もあるでしょうから、そういうふうなこともできる、そのちょうどいいバランスの、私有財産と村営住宅の間みたいなところの、何か、土地は村だけでも上物は個人だとか、何か、何かちょっと

と思いつかないんですけども、その辺のところの研究みたいなこともして、万が一、新しく入ってもらった人がお出になるときは、次の方が入ってもらえるような形っていうのも考えていかないと、継続的なプロジェクトにはならない、継続的に生かせるプロジェクトにするための工夫も必要だなと、ちょっと、今、私、一人で思っていることを、今、話しちゃったんで、ちょっと職員の皆さん、慌てている部分があるかと思えますけども、そんなふうなことを考えていますので、いろいろ村内にもプロフェッショナルな方がいらっしゃると思うので、その辺の不動産のことについて、また、いろんな方々のお知恵を拝借しながら、いい形で長く暮らしていただけるようなことを考えていきたいと思います。

それから、もう一つ、地方創生で人口問題というふうなことが、今、大きな問題になっていますけども、多分、この間も申し上げましたが、ことしの国勢調査で 5,000 人を切っているっていうふうな予測が、ほぼ、多分、そうなっているだろうというふうなことがあるので、その地域の担い手を入れる形の、その住宅施策というふうな、それは、二世帯とか、そういう小規模な世帯になってくるかとは思いますが、それとは別にですね、これまでと同じような形での、ある程度、人数が入ってもらえるような住宅施策というもの、もう 1 回、考える必要があるのかなっていうようなことも、ちょっと考えている次第でございます。2 本立てというふうなことが必要かもしれないというふうなことで、そちらの検討もしたいなと思います。

○総務課長 最初の質問に対する答弁の中で、私、ちょっと端折ったものですから伝わらなかったと思えますけれども、村の法律に基づく役割の中には、空き家等に関するデータベースの整備、それから空き家等対策計画、こういったものもつくれと、それと空き家等及びその跡地の活用の促進、これも、一応、法律の中では市町村の役割として求められています。当然、先ほどからの振興課長、あるいは村長の答弁の中にもあった、こういったものをデータベースとして把握していく中で、当然、使えるものについては、その有効活用を考えていくっていうことは、当然やっついていかなくてはならないのかなというふうな考えております。

以上です。

○8 番 (大原 孝芳) 今、課長と村長のお話の中で、先ほど私が言いましたように、その活用方法ですね、例えば、法律でも少し考えなさいっていうことで、これは非常にすばらしいと思います。つまり、例えば、壊せばですね、そこが更地になってとかですね、景観上は保たれたと、そうですね、じゃあ、それを放置しておいたらですね、また、何ていうんですかね、草ぼうぼうになったりですね、そういうことで、繰り返しているんですかね、ですので、この問題っていうのは、その空き家の問題っていうのは、今、皆さんと同じ、共有していると思いますが、人口の問題からすべて、あらゆる、そのことから、こういった法律も使わざるを得ないというか、一つの、何ていうんですか、今の現代病みたいな、一つの、一措置、本当の措置、措置的な部分ですので、これがあることによってすべて解決するわけじゃないと思いますが、当面、この法律が、もう施行されますので——されていますので、そういった、その活用とかで

すね、サッシナブルの考え方によって、そういった今の活用も考えていかなきゃいけないと、私も同じような考えを持っています。

それで、今、村長がさっき言っていただいたような、その、すごく、何ていうんですか、そういう考え方、PFIっていうんですかね、例えば、何ていうんですかね、民間のお金を利用しながら行政とやっていくっていうような、それで、先ほども、私、申しましたが、土地の所有者というのが、個人だけでは本当にどうしようもなく、何も手がつかないけど、例えば行政がですね、それを、例えば、私も、ちょっとイメージしている、個別にちょっと申し上げられないんですが、ところが、例えば、ある建物が、もうほとんど使われない建物があって、それを除去できないとした場合、経済的に、例えば、それを行政がですね、その場所をお借りしたいといったときに、それを撤去してあげて、そして、その何年か借り上げるときに、その地代、地代をそこに当て込んでですね、そして、先にお金は出ていっちゃうわけですね、つまり行政から、そんなようなことはできるのかどうかっていうの、私も、ちょっと行政の中での金の動かし方がですね、わかりませんが、何か、やっぱり、ちょっと、こう、今のレベルでは、そういったお金は、例えば個人からですね、出せない、例えばお年寄りがお1人だけ住んでいて、当然、そんなものを解体することはできないんですけど、行政が、それを、もし措置を必要とした場合にですね、それを先行して除去してあげて、それを、もし借りることがあれば、その借り、借地代をそっちへ当て込んでですね、そして、それをちゃんと回収できた分地主さんのもとへ戻ると、っていうような、そんな、ちょっとすみません、非常に愚問ですけど、そんなようなことって、行政っていうのは可能なんでしょうか。すみません。突然な、唐突な質問なんですけど、そういう、その行政が、何ていうか、私有地にですね、私有財産に絡んでくるにですね、どういような、私もちょっとわかっていないんですけど、そういうようなお金の流れっていうのが可能かどうか。ちょっとすみません。もし、答えられれば。

○副 村 長 個人財産の造成に当たると思われますので、リスクのあることを市町村があらかじめそのものをもってするというのは、非常に危険が大きいかというふうに思います。

また、その原資となりますのは、いわゆる皆さんからお預かりしている税金でございますので、そういった使い道というのは不適當というふうに思っております。

確実性の問題から言って、先に除去費用をお出ししておいて、そのものが回収できるっていう保証は、担保はないわけでありますので、そういったことには慎重に対応する必要があるというふうに思います。

現時点では、ちょっと、その方法は、法律的に、その地方自治法上とっていいかどうかというところまでは調べておりませんが、村としては、堅実な財政運営の上では、ちょっといかがかなあというふうに思うところであります。

○総務課長 今回のこの法律の中では、行政代執行による強制執行は可能ということになっています。ただし、行政が代執行した場合に、その費用は、当然、所有者に求めると、これが原則になるかと思えます。

以上です。

○村 長 先ほどからの担い手を住まわせる、住んでいただけるような場所を用意するという話があって、ある地区が手を挙げましたと、ここに人が欲しいよと、ここに、ちょっと空き家があって、この人も、ちょっとどういうふうに解体していいか、その費用もなく困っているよと、そこが、そういう人を住んでもらうには、景観もいいし、学校に行くのにもいいし、最適な場所で、そこに、その担い手住宅を用意すればどうかみたいな話になったときに、もし、そういうすべての条件がウイン・ウイン・ウインでマッチングするっていうふうなときであって、今お話があったように、こう、法律上、許されるのであれば、解体費用を出して、その賃借料をですね、もう30年とか40年とかですね、そこに住む人が、ある程度、満足できる期間ただで、その賃借料をただにすると、その解体費用と相殺するみたいなお話が成り立つのであれば、おもしろい発想かなというふうに思います。

ただ、何でもかんでも、ここ、これ、もう、手を焼いているから、村で壊してくれと、あとは、もう10年間、そこをただで好きなように使っていいからって言われても、わかりましたって全部受けるわけにはいかないし、もし、そういうふうに、しっかりとした何か用途に適する場所で、そういう用途があるとすれば、おもしろいご提案かなとは思いますが。そういうのに合致するものがどれくらいあるのかっていうのはわかりませんが、そういう、それと、あと、法律的に許されるのかどうかというふうなことも、まだ研究できていませんが、そんなふうには。

○8 番 (大原 孝芳) 今の私の質問の全体の中で、まだスタートをしたばかりですので、ちょっと時期が早かったような質問かもしれませんが、住民の皆さんも、十分、そういった法律ができたことによって、そういった該当するような建物が自分のものであったり、逆に近隣にあったりしたときに、一緒になって、地域にとって、この建物が、どういうふうに活用する、あるいは壊すことがベターであるかとかですね、ぜひ、行政代執行まで行かないような形で、この法律をスタートさせていただいて、地域にとって本当にいい住環境をつくっていただくような法律として利用していくと、そんなことを期待して、この質問を終わりたいと思います。

続きましてプレミアム商品券事業についてお聞きしたいと思います。

先だって議会の全協のほうで総務課長のほうからプレミアム商品券販売集計の一覧というのをいただき、また、説明をいただきました。

この事業は、緊急対策事業ということで、地域住民生活緊急支援のための交付金ということで、国のこういった制度を利用した事業であります。

そして、上伊那においては、ほとんどのところがこういった事業を行っているわけですが、こういった事業も、いろんな国のほうからお示しがあって、こんなような、何ですかね、事業例みたいなものを紹介していただいて、緊急的ですので、すぐ対応できるということで、多分、こういった事業に、中川村においても行ったというような、私は考えをしています。

しかしながら、いろいろ結果なんかをお聞きしたり、あるいは説明を受けたりしま

すと、村の村内業者さんにおいては、産業振興においては、それなりの雇用もあるでしょうし、また、その中に弱者に対する支援ということで、多子の、たくさんのお子さんがいらっしゃる方、あるいは低所得者に対してのことも、両方一緒になって支援をしていこうというような主旨が含まれていると思いますが、全般的に、この事業を行った結果について、全体的にどのような感想っていうんですかね、何か思った以上にうまく売れたとか、逆に、ちょっと何か苦労したとかですね、何か、このプレミアム商品券を売るっていう、この事業ですね、事業を個別に、過去にも1回やったと思うんですが、この事業を実施するに当たっての、その物理的な——物理的っていうんですかね、その難しさとか、そんなような、もし、感想をちょっとお聞きしたいと思いますが。

○振興課長

物理的な部分でのということでしたが、まず、この事業の実績といいますが、販売実績については、昨日、報告があったということで、詳細は説明いたしません、全体としては4,640セット、1万2,000円分ものを1万円で販売ということで、総体では5,568万円分の販売があったということで、そのうちのプレミアム分が1,110万円ほどでございます。このうち5月末までのその利用実績でございますが、商工会のほうへ換金の開始と申請が上がってきた部分が3,645万6,000円分ということでございます。回収率が65%ということで、約3分の2がこの2ヶ月間で使用されたという状況であります。業種別に見ますと、食料品、衣料品、雑貨等の一般小売店での利用が2,100万円余ということで全体の58%を占めております。そのほか、自動車販売修理ですとか給油所等の利用が全体の約24%、その他の建設、設備関係ですとか、飲食、宿泊等での利用がそれぞれ6%前後の200万円余という状況でございますし、農業資材、JAの資材でも使えるという中で、その中では4%、約150万円の利用があったということでございます。

お話がありましたように、今回の交付金の趣旨としては、消費喚起、また生活支援による地域経済の活性化ということで、この2ヶ月間で、村内で商品券だけで約3,600万円余の消費があったということは、通常の消費プラスアルファの効果があったのではないかとこのように考えております。

その販売に係る物理的な、その部分でのということですが、今回、もう、当初、お話をいたしましたように、できるだけ、こう、広く、前回は、販売枚数、発行金額も少なかったということで、欲しい方にもなかなか手に入らなかったという反省も踏まえて、上限を5万円とさせていただいたり、もう、村内、各家庭にということで、第1次で販売をした結果、結構余裕があったという状況で、第2次の販売をしたということがあったわけでございます。できるだけ、交付金ではありませんけれども、村のお金、国からのお金でございますので、そういった、広く、こう、使っていただくような形で取り組んできたということでもあります。

最終的には、まだ販売は9月20日までの期間がございますし、この効果、この事業の効果については、その利用者、そのアンケート調査なりをして、事業評価、効果をとということになってございます。利用者の方に1月以降にアンケート調査を行って、

その評価をしていくということでございますので、また、その結果につきましては、改めて、議会、また住民の皆さんにお知らせをしていきたいと考えております。

○8 番

(大原 孝芳) 今、感想と、それから実績について説明していただきました。

何ていうんですかね、最初、有線でも、なかなか売れ残っているのを買ってほしいといういろいろ言っていたいて、ダブルだから担当者の方は苦労されたんじゃないかなというように気がしていたことと、それから、2番のほうにも入っていますが、その地域の商工業者においては、当然、3,000万円何がしのお金ですね、当然、換金しているものから、使わざるを得ないっていうよりも、使っていただけるっていうことで、当然、換金、何ていうんですか、効果はっていうのは、当然できたっていうことは納得できます。

それで、ちょっと気に、資料を見ていて気になったのがですね、例えば、低所得者世帯の販売もくろみが、600セットが316セットしか売れなかったとかですね、それから、多子世帯分が200セット売りたいでもくろみがですね、124セットしか売れなかったと、こういったことについて、私も全協のほうで説明受けたときにですね、こういう状況っていうのをどういうふうに考えるんですかっていうような話もした経過があるんですが、私が考えるにですね、例えば5万円、例えば一般の方が5万円買ってですね、それから、2,000円分ですから5掛ける2で1万円のメリットがあるっていう、それで、当然、もっと、多子世帯あるいは低所得者については、もっとメリットがあるわけですね、それなのにも買わないと——買わないっていうか、買えないっていうんですかね、ですので、例えば5万円をね、例えばぱっと現金化できる人も大勢いらっしゃるだろうし、じゃあ、それも出せない人もいらっしゃるのかもしれないとかですね、それで、そういう見方を私はしてしまうんですが、この例えば低所得者、多子世帯分の、こういったなかなか売れない部分のことについて、どのように、現時点でですね、分析をしていますか。お聞きします。

○総務課長

まず、低所得者が本当に所得がない方っていうのは、実際は買えないのかなと、中には、低所得者の中に、低所得世帯向けを購入されて、なおかつ一般世帯向けもフルに購入された方もいます。それから、多子世帯向けの販売が少ないというような、今、ことも言われたんですけども、多子世帯の中でも低所得者で低所得世帯向けを買われている方もおられます。ですので、一概に、単純にね、この数字だけでどうこう言えるものではないのかなというふうに思います。

ただ、はっきり言って、例えば多子世帯向けは、1万2,000円使えるものを8,000円で売ったわけです。ですから、4,000円分っていうのは生活応援ですね。だから、低所得者については、1万2,000円のもの、使えるものを5,000円で売ったわけです。7,000円が生活支援です。なおかつ、一般世帯については、1万2,000円のを1万円、でも、2,000円分は生活支援ですよ。ですので、販売枚数からいくと、生活支援っていう面では合計で1,110万8,000円、これはすべて生活支援だったと言えるのかなというふうに感じております。

難しいのは、地域消費の喚起という部分は、はっきり言うと、なかなか判断が難し

いのかなというふうに思いますけれども、例えば、今まで村外で買い物とか、たまには家族で夕飯を食おうと、それを村外でやられていた方が、いや、プレミアム商品券あるから、村内で買い物しよう、村内で家族で飯を食おう、こういうことが行われると地域消費に結びつくわけなんです。あるいは、今まで購入をためらっていた、ちょっと高いなあ、これを買うんだったら安いこっちで我慢しようというふうにされていた方が、いや、プレミアム商品券が入ったから、ちょっと、この際、こっちの高いほうを買おうという、そういう行為も地域消費喚起に結びついたのかなというふうに思います。

効果測定を下さいということになっております。このプレミアム商品券については、これについては7月以降の実施の予定であります。最終的な実績とか事業効果の評価というのは、その後になるということで、また、結果については、改めて報告をさせていただければというふうに思います。

以上です。

○8 番 (大原 孝芳) 今、説明もありましたように、何ですか、生活支援分は1,110万円ですかね、そういう計算になります。今、言ったように、例えば、その低所得者でも、結構、お金を、つまり非課税世帯みたいなどころですかね、ののところの方を低所得者の該当者っていうことで、そういうところの方が、ある程度、所得はあっても、そうところに入っちゃっているから、一概に、その低所得者とは言えないっていうようなお話もあったんですが、その1,100万円が、例えば、昔、よく村長が言われたよね、例えばエコカー減税とかですね、それから、今の、何ですか、太陽光もね、やっぱり、そういったように、やっぱり、私は、そのお金が、今回について、お金がないから買わなかったかどうか、私もそれはわからないですね。ただ、こんなにメリットがあるのにね、どうして買わないのって不思議に思うわけですね。例えば、多子世帯でもですね、でも、そのときに、例えばお金が5万円とか10万円とかなかったらですね、買えないわけですね。それ、メリットって誰だっかわかりますよね。こう、買えば、これだけ得するって、だから、何か、どうも、そのときにね、お金がない人にとってはね、この現金化、すぐ5万円なりを出せない人にとってはね、なかなか買えない商品かなと思って、その事業かなと思って考えたんです。だから、村長がよくおっしゃっている、おっしゃった、過去におっしゃったように、例えば、エコカーのね、今、たくさん売れているエコカーを買うお金がない人にとっては、エコカー減税なんてね、おかしな——おかしんじゃないですけど、そういった、何ていうんですか、助成になってしまうんじゃないかっていうことで、ちょっと、村でこれからアンケートして、この制度が本当にいいかどうかということね、これからするそうですが、チェックをするそうですが、今回の国の地方創生なんかも、みんな、メニューがですね、もう、全部、忙しいものですから、これをやったらどうですかってやると、みんな同じようなね、ことを全部やっちゃうわけですね。やっちゃうっていうか、やらざるを得ない、それから、先行型についても、これからいろんな会議をですね、持ちながら、いろいろ、これからの国からの補助金に対して施策を考えて

いくわけなんです、どうも、みんな、最終的にはですね、みんな同じようなことをね、どこの地方も同じようなことをやることに終わってしまいそうな気がするわけなんです。それで、例えば、私は、一番、③のほうに書きましたが、この資料、国の出していた中にもね、PDCAってあって、そういうことで、きちんと、そのサイクルしながらやりなさいって書いていただいているんですが、特に、そのPDCAのチェックですかね、だから、例えば、先ほど振興課長が村民にアンケートとってですね、この事業がどうだったかと、ああ、よかったと、みんな、これからもやりましょうっていうことになれば、それでもいいんですけど、やっぱり、そのチェックっていうのはすごい大事だと思うんですね。ですので、国からね、お金をたくさん、助成金を、補助金、ほとんど全額補助ですね、今回は、ですので、これは、くれるものをね、もらわないっていう手はね、それはないと思うんですが、そうしたことにね、いつもね、私たちが、何でもあめ玉をくれてもらっておってね、だから、そういうことにね、ただそれだけにね、満足するのではなくてね、やっぱり、その次の手をね、やっぱり、それをいただきながらですね、そういう力をつけていかないと、いつもあめ玉をいただいてですね、このままね、過ぎていって、そしてまた、だから、いつまでたっても、国とですね、地方の関係っていうのは、何でもお金を、あめ玉を見せられちゃあ、それに飛びつくようなね、犬みたいな感じになっていっちゃうとね、これは、非常に、それこそ自立した地方自治にはならないっていうような気がするものですから、だから、私も、今回のこの事業に対しては、いろんな、ちょっと私の浅はかな分析でしかないんですが、ぜひ、みんな考えていただいて、だから、逆に、多子世帯、あるいは低所得じゃない低所得者もいらっしゃるそうですが、その方に、確実にですね、そういった補助がですね、行くようなシステムが、もしあるとすればですね、一緒に考えていただきたいと、その今のプレミアム商品券だと、今のその仕組みでしか仕方ないと思うんですが、確実に、例えば、何世帯ですか、今、例えば、低所得者が何戸って大体とか、多子世帯、わかっていますよね、その方に確実に、そういったお金が行くというような仕組みのような、そういう補助政策っていうのも、そのプレミアム商品券じゃ無理でしょうけど、そういったことも考えていかなきゃいけないんじゃないかっていうような気がして質問しているんですが、それについてはいかがでしょうか。村長。

○村 長 低所得者にも確実に行くっていうのはベーシックインカムだと思いますけども、今回のプレミアム商品券の国の狙いっていうのは、福祉でも生活支援でもない、ありません。これは、その財布の中とか銀行とかにお金を貯め込んでいる人に2,000円の餌を出すことによって1万2,000円を使わそうという消費喚起、だから金持ちが、お金のある人が、これの、基本的には、そういう人たちにお金を使わずための仕組みだというふうに私は理解をしています。

そうは言っても、そればかりじゃあというふうなことで、許されている——許されているという言い方かな、許されているですね、許されている上限まで福祉的な要素を盛り込みましたけども、基本は消費喚起、お金のある人に、財布の中にお金入

れておくんじゃないかと、これだけ、ちょっとおまけつけるから、みんな使ってねというのが基本の国の考え方で、そこに、ちょっと許されている範囲で福祉的な要素を盛り込んだのが今回のあれです。だから、主となっているのは消費喚起でありまして、だから、その福祉関係の部分だけで評価するというのは、狙いとずれた評価になってしまうのかなというふうに思うところでありまして。ってなことが、ちょっと、この背景としては、そういうことで、もし違っていれば。

○総務課長

プレミアム商品券と今後の地方創生ってというのは、基本的には別に考えていただいたほうがいいのかと、はっきり言うと、自治体の中には、26年度でプレミアム商品券を発行して、また第2弾を27年度に発行しようというような考えを持っておられる自治体もあるようです。中にはあるようだけれども、基本的には、このプレミアム商品券、これについては、地域経済の活性化を目指したものであり、早く言えば、アベノミクス効果が地方まで効果が出ていない、それで、地方も地域経済を活性化しよう、そこら辺が目的だったのかなと、今年度、策定しようとしている総合戦略は、また内容的に違ってまいります。人づくり、まちづくり、仕事づくり、そういった方向で、これから具体的に考えていく、PDCAという言葉も出てきましたけれども、実際には、具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善の実施というのが、今回、求められております。そういったことにつきましては、総合戦略の中で、ある程度、うたい込んでいくのかなというふうに考えています。

総合戦略の策定につきましては、始まったばかりということで、また、その都度、状況に応じまして議会の皆さんにも協議をさせていただきながら策定を進めてまいりますので、また、その際にご意見等をいただければと思います。

以上です。

○8 番

(大原 孝芳) 今、村長、言われたように、全然そういう目的じゃないよと言われて納得してしまうわけですが、私が、この資料なんかを見ていると、その生活支援の部分でもですね、若干残しているもんですから、そうすると非常に手薄になってしまうと、だから、もっとほかにですね、きちんと、そのベーシックインカムじゃないですけど、きちんとね、行き届くようにしないと、そういった、その、何ですか、補助、助成もですね、非常に不公平な助成になってしまうんじゃないかっていうような考えを持ったもんですから質問をしています。

これで質問は終わりだと思いますが、地方創生って、これからはいろんな方が質問しますし、これから大きな計画で、非常に、さっき言ったように短期間で大変だっというふうなことも言われていますが、やっぱり、何ていうんですかね、国の、国でお金くれるからやろうっていうこともあるんですが、やっぱり、5次総合計画の後期とも、村長は、ずれていないってことで、やるんですが、私、いつも言うんですが、やっぱり、くれなかったらどうなるのって話と一緒にしてしまうんですね、ですので、やっぱり、ここんところをですね、きちんとね、例えば、国からお金が出なくなってもですね、ちゃんとやっていくんだと、やれるんだっていうようなね、一つの、そういう意味のたたき台をつくる意味で、私は、この5年間ってというのは非常に

大きな重みのある年になるんじゃないかっていうような気がしています。ぜひ、ですので、ぜひ、さっきのPDCAのCのチェックをですね、こう、いつも、こう、検証しながらですね、やっていっていただくと、非常に、何ていうんですか、効果が出るんじゃないかっていうようなことを考えています。そんなことを申しまして、質問を終わりたいと思います。

○議長

これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩といたします。再開は午前11時といたします。

[午前10時47分 休憩]

[午前11時00分 再開]

○議長

会議を再開いたします。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
4番 鈴木絹子議員。

○4 番

(鈴木 絹子) 中川村の子どもたちが将来にわたって平和で幸せに生きていけることを願って、通告に沿って中川村の子どもたちの健やかな成長に不可欠な環境について2つの質問をします。

1つ目です。

教育再生という動きの中で、中川村の教育環境は守られるのか。

昨年12月議会で報告がありました教育長の首長による任命制や3月議会で質問のあった道徳の教科化など、国からの教育への施策が大きく変わってきています。急に進展したわけではなく、じわじわと進んできてはいたのですが、中川村ではきちんとした答弁をいただきましたが、実質の中身は教師の仕事をやりづらくさせ、子どもたちの健やかな発達を阻害するものではないかと大変心配するものです。あわせて、教育関係の問題や心配事が幾つか考えられたので、その中から4点質問します。

まず教科書問題について、なぜ問題かという点、正しくないと思うからです。

学校の教科書は、いつ、だれが、どのようにして選ぶのか、今まで余り気にしてこなかったことなのですが、ことしの7月から8月にかけて来年度から4年間使う中学校の社会科の教科書が選ばれるということを知りました。長野県は12のブロックごとに教科書を選択します。地区ごとに教育長や教育委員が集まって話し合っ決めてというように聞きました。

問題は、その中身です。19の出版社の教科書から選ぶのですが、その中には、史実をゆがめ、アジア太平洋戦争を美化したり、憲法は押しつけられたものと説明したり、平和主義のとうとさよりも国防の義務や有事へ備えを強調したりする2社、育鵬社と自由社という会社ですけれども、その教科書も含まれています。

私たち大人は史実をゆがめる教科書を子どもたちに渡してはいけないと思います。

今、国会で安倍政権が進めようとしている戦争をする国づくりの子ども版なのです。

子どもにはすごい力があって、吸い取り紙のようにいろいろなことを吸収するので、教えられたように覚えます。それなので、正しい歴史をちゃんと教えて、その上で世界とどうかかわっていくかを考えていけるようにするのが大人の責任だと思います。

す。間違ったことをごめんなさいと言わず、あれやこれや違う理由をつけてすりかえていくようなやり方は教育として正しくないと思います。

また、教科書の検定基準が2014年の1月に変更され、新たな基準は、1、政府が検定基準に満たないと判断すれば不合格にできる、2、通説的な見解がない事例や特定の見解を特別に強調するときは、よりバランスのとれた記述にする、3、政府の統一見解や確定した判例があるときは、それに基づいた記述をする、この基準でいくと、何が通説的で何がバランスよい記述なのかは全く政府に委ねられます。

6月には上伊那郡ブロックでの教科書の展示会があるそうですので、誰でも行けるというふうに聞きましたので、ぜひ行ってみたいと思っております。

そこでですが、中川村からはどなたが教科書を選ぶ会合に出られるのでしょうか。

また、中川村での教科書についての見解をお聞かせください。

○教育長

教科書のことについてのお尋ねでございます。

上伊那では、昨年、26年5月30日改正の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、この規定に基づきまして、上伊那採択地区協議会を置いて教科書の採択を進めているところです。

ご質問の協議会の構成員ですけれども、上伊那各市町村の教育長と、それから教育委員の代表、現在は教育委員長でありますけれども、そして保護者代表3名ということでございます。

選定は、検定を受けた見本が多数ありますので、これを詳細に研究、調査することが非常に大変なことでもあります。また、専門的なことでもありますので、教科用図書調査研究委員会を置いて、研究員の皆さんで研究を進めて、きちんと選定をし、この報告をもとに採択地区協議会で選定をいたします。各市町村教育委員会は、この選定をもとに採択をするということでございます。

採択地区、ただいまのお話のように、長野県の場合には12地区でございますけれども、その地区でもって採択をするという、その意味合いですが、私どもの地区は上伊那地区の採択協議会ですけれども、教職員の仕事の大切な部分に研修がございます。授業の研究ですとか、また、教材の研究等を進めていく場合に、上伊那の中で多種の教科書がばらばらにあったのでは、なかなか研究が学びにくい、また、子どもたちへの指導が高まりにくいというふうに考えるわけでありまして、十分に調査、研究して選定をした教科書を郡内では共通して使うということになっているわけでございます。

お話のありましたように、教科書の展示会が6月の19日から7月の2日まで行われますので、そのようにごらんをいただいて、お願いをしたいと思います。

○4番

(鈴木 絹子) 上伊那郡区で共通して使うという、研究があるために、その話し合いするときに話しやすいようにというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○教育長

それは私の考えでありますけれども、そればかりではなくて、例えば子どもたちが転校等をした場合に、郡の中で、また新たな学校へ行った場合に、教科書が違うというふうなことはなかなか大変なことです、そういうことも考えられております。

○4番

(鈴木 絹子) 調査、研究が十分にされるということで、そこに信頼をしていき

いと思います。

中川村の教育委員会から、きのうも紹介されていたと思いますけれども、戦後70年を記念しての冊子「終戦からの七十年 平和への誓い」も刊行されています。中川の歴史からしても、子どもたちには史実を正しく伝える教科書で学んでほしいと思います。

次に2点目です。

子どもの貧困と学力の関係について、さきの議会で教育長より貧困がゆえにあるもろもろの結果、学習習慣が身につけにくいとか、力を発揮しにくいと感じている、また、支援を必要とする子どもたちへの対応が教育の機会均等につながるとお話がありました。

全国的に子どもの貧困率は高くなっていると言われております。家庭での言葉のやりとりが余りにも少ないために普通に話すことが理解できない子がいる、罵声でのやりとりが日常である、必死に働いていても収入が少なくて仕事をかけ持ちしているのでゆっくり子どもと向き合えない、夕方から仕事に出るなどなど、そんな中では学習どころではないことは十分に想像できます。

また、学校の先生は、貧困そのものよりも家庭環境が影響するという一方で、個々の事例については、職員会議まで待つことなく、関係職員間で迅速な連絡や対応をすることもあったと話されました。

今は、中川村では、このことはすごく大きな課題ではないようですが、若い父母の労働実態や単身家庭での子育てについては、しっかり寄り添って考えていく必要があるものと考えますが、その点での教育委員会の考え方はどんなものでしょうか。

○教育長

お話のとおり、家庭が経済的に困難なことで子どもとかかわる時間的、精神的な余裕がなく、子どもの心の安定や基本的な生活習慣の定着が図れないために学習習慣が身につかない、家庭学習ができないという状況があるというふうに思います。その結果として、日々の学習の定着ができにくく、持てる力が十分に発揮できないと考えております。

教育の機会均等を守る政策としては、現在は、保護家庭への要保護あるいは準要保護家庭への支援や進学希望者への村の奨学金制度が行われております。

中川村の場合は、不登校、不適合、個別の支援を必要とする児童、生徒に支援の先生や、また特別支援教育補助員を配備をして、配置をしております。

教職員も校内、村内3校研修会をもって、授業の工夫や子どもへの指導について教育委員会とともに研修を進めているところです。

子どもたちが持てる力を十分発揮できるように、一人一人のニーズに合った教育支援が一層望まれてきております。

教育委員会として実態の把握はということでありまして、子ども理解ケース検討会という会を持ってあります。教育相談員が中心となりまして、学校や保育園訪問をもとにして、各学校の生徒指導や特別支援教育の先生方と検討会を持ちます。この中で支援が必要と思われる児童、生徒について話し合います。この会は、また各学

校においても、教育相談員、あるいは学校教育の担当、それから福祉課の職員等も参加をさせていただいて、校内で校長、教頭を交えて話し合い、それぞれ個別の方について支援の方向を検討しております。

しかしながら、課題は、やはり多いという状況であります。

○4 番 (鈴木 絹子) 困った家庭だ、厄介な親だと思うか、こんなに苦勞をして大変な思いをしている家庭だと受けとめるか、そこで親が教職員に寄せる信頼も、できるか、できないか、ことはそう簡単では、単純ではないかもしれませんが、大事な点だと考えます。中川村での前向きな教育姿勢がうかがわれてうれしく思います。

あわせて3点目、家庭教育への援助ということでは、先ほどの貧困と学力の関係と重なる部分もあるかと思いますが、学校の業務だけでも大変な中、さまざまな対応をしておられると思いますが、その内容と考え方の基本をお伺いします。

○教育長 子どもの成長には、やはり家庭の精神的安定が大きく影響しているというふうに思われます。そういう点で家庭への支援が必要であります。

中川村の学校におきましては、校長、教頭を中心に保護者の相談に乗り、ともに考え、支援に努めている、そういう状況があります。

また、県の関係では、月に一度、スクールカウンセラーとの懇談も可能になっております。

また、必要な場合には、南信教育事務所のスクールソーシャルワーカーというふうに言いますけれども、家庭にかかわってアドバイスをしてくれる、そういう相談員の対応も、今年度、行われています。

教育委員会では子ども育成推進会議という会議で話し合います。保健福祉課とともに、保育園、学校、児童クラブ等と連携して子どもへの支援を考えているわけです。保育園を含めているわけでありましてけれども、保育園の保護者会で子育て5カ条について話をさせてもらったこともありました。そういうような形で支援をしているところでもありますけれども、例えば、家庭への支援で、中学3年生に対して2学期に部活が終わった後、地域の学習ボランティアの協力を得て数学などの学習支援を行うような、そういうことも行われてきています。そんな点、今後は、さらに協力を求めていきたいというふうに思っています。

ただ、課題は中学校を卒業した後であります。教育相談員が様子を知ること努めておりますけれども、家庭との連絡がつかないことが多くて、なかなかわかりにくい、十分に支援ができないという状況があります。家庭相談員などの相談体制も必要になってくるというふうに考えています。

○4 番 (鈴木 絹子) 家庭への援助は、場合によっては介入と言われたり、余計なお世話と言われたりすることもあり、学校での様子と家での様子が違うということで、学校のことは学校にお任せというところもありかと思いますが、子どもの最善の利益を守るために学校と家庭がどうすることがよりよい方向性なのかを十分吟味して実践を進めていけることを教育委員会としてもしっかり支援して欲しいと思います。

4点目です。

教職員の状況についてです。

仕事量が多過ぎないか、仕事内容が多過ぎないか、分担がほどよくできているか、年齢幅もある中での協力体制は十分できているかなどを伺ってきました。教職員の仕事の仕方は子どもの状況に直結するものですから、大変重要なことです。

しかし、教職員も一人の社会人として家庭があり、家族の課題もそれぞれあって、それはそれで、また大変なこともあると思います。そんな中でも定時で帰ることなどほとんどなく、女性教職員は家庭に仕事を持ち帰ってすることが多々あるとお聞きしました。朝も早く出勤されていることを聞くと、やりがいはあるとしても大変な仕事だと思わずにはられません。

昨年、運動会や文化祭などの学校行事に参加させていただきました。小規模だからこその温かな雰囲気を感じられて感激したところです。

ただ、学校の仕事はその場だけではなく、また、1足す1が2というものでもなく、子どもの育ちの経過の中で見通しや目標を持ち、教科はもちろんですが、かかわるさまざまな学校の行事も準備し、実践し、確認し、まとめていくということが一つ一つのつながりとして続くわけです。そのどれもが机上で済むものではなく、日々限りなく成長している児童、生徒とのかかわりの中でつくられるものです。どれだけやったらおしまいと切りがつくものではないと、どの学校の先生もおっしゃいました。とても奥が深いものです。

中川村では、クラスの構成人数が少ないことで担任と個々の児童、生徒が向き合える環境としては恵まれていると考えますが、教職員も児童、生徒も、それぞれ個性があり、心の機微に丁寧に向き合うことが大事にされていないといけなと思います。

先ほども言いましたけれど、子どもたちは吸い取り紙のようにすうっと知識や情報を取り込みます。五感を通しての喜怒哀楽も人とかかわりの中で培っています。そこが充足されれば信頼感も深くなり、健やかに育つ基盤となると考えます。

そこでお伺いします。

中川村の教育委員会として、教職員の状況は、児童、生徒の健やかな成長にしっかり対応できていると考えられますか。

もし不十分なところがあるとしたら、それはどこですか。

○教育長 ご指摘のとおり、学校は遅くまで仕事をしている教職員がおります。夜10時を過ぎても、まだ明かりがついている、そういうようなことが多いような状況です。これを改善するために、県教育委員会では、県下の教職員の時間外の勤務について詳細に調査を昨年度から続けてきました。今年度も4月と5月、1ヶ月間のトータルを詳細に調べてというような取り組みをしております。年に10%ずつ、3年間で30%、この時間外勤務を削減するという、そういうことも目標にして取り組んでいるところですが、しかし、30%時間外勤務削減ということは非常に難しい目標と言わざるを得ません。子どもの指導や授業の準備など、ただいまお話のありましたとおり、仕事量はなかなか減るわけではありません。

しかしながら、学校では、行事等を見直したり、会議等の時間を見直したり、それから公務文書等の見直しなどによって取り組んでいるところです。

このほか、地域の方々に学校に協力をいただいて、ともに進んでいくというコミュニティースクールという取り組みが始まっています。文科省の取り組みでありましたけれども、長野県では、これを信州型コミュニティースクールというふうに呼びまして、身近なところから進めていこうということで、今年度、中川村の3校ともに、来年度を目標に立ち上げに向かって進んでいるところです。例えば、東小学校では、祖父母の会の皆さんにいろんな面で応援をいただいている部分がありまして、これを大事に考えていると、また、西小学校では、ちょこっとボランティアというふうに名前をつけまして、簡単なことでも、例えば、最近ではお茶摘みとか、それから田植とか、そういうようなことにも地域の方に協力をさせていただくというように、中学校では、先ほどもお話をしましたけれども、2学期から3年生に向けての学習の支援というように今まで行われていますので、これをもとにして充実をしていきたいというようにございます。地域の皆さんの力をいただき、また、学校と連携をして取り組んでいくということで、ただいまの課題に対する力にもなれるというふうに考えているところです。

教育委員会としましても、機会あるごとに学校に顔を出させていただき、学校の様子を受けとめられるように配慮していきたいというふうに思っています。

○4 番 (鈴木 絹子) 学校教育の目的は、基礎的な学力を保障し、学校で大事にされ、将来の主権者として生きていく力を身につけられることです。日本の子どもたちは、諸外国の子どもに比べると自己肯定感が非常に低いという統計が出ています。競争主義で、テスト攻めで、いつも比べられていて、自分はだめなんだと思うと、競争しても蹴落とし合うのではなく、高め合うことでどの子も伸びて、自分が好きと言える自己肯定感が育ち、他者への信頼感が持てるようになるものです。しかし、これは、学校だけではできるものではなく、家庭が安定して子どもと向き合える状況であること、また、地域の人たちが子どもたちとかかわりがあることも相互に大切なことと考えます。

中川村では、地域の方が子どもたちに声をかけてくれているよい環境があります。とてもいい感じに思っております。

文科省からのコミュニティースクールについても質問をと思ったんですけども、全部おっしゃっていただいたので飛ばします。

ただ、本来なら、十分な教職員配置をすれば学校でやれるのではないかと、やるべきではないかとも思いますが、子どもの人数による規定の職員配置で、中川村の小学校、中学校は教職員の人数も少なく、兼務が多くて、外部との会合などでは出かける率が必然的に高くなるということです。ならば、やっぱり中川の地域力を生かして応援していくことも子どもたちの健やかな育ちのためには大切かと思えます。

ただ、応援に行きたくても行けない人もいる、仕事を休めないとか、体調が悪いとか、条件が整わない人もいるということも理解されないと、来る人はよくなって、来な

いは悪いという構図になってしまいます。

ここで、行政としてどんな手立てができるか、お考えはありますでしょうか。

○教育長 信州型コミュニティースクールに向けて取り組んでいくということでもありますけれども、今お話にありましたように、協力をしたくても仕事があつていけないという、そういう状況は、そのとおりだというふうに思います。例えば、中学校で読書、読み聞かせのボランティアをお願いしたいという願いが今ありますけれども、なかなか、やはり、皆さん仕事を持っておられるので、十分それに、現在、すぐに応えられるわけではありません。そういうことがありますけれども、そのところを呼びかけていくことで、ご都合のつく方をお願いをしていくということで取り組んでいきたいというふうに思っています。

○4 番 (鈴木 絹子) 先にも言いましたが、教職員の仕事の仕方は子どもたちの育ちに直結するものであると、行政として教職員の働きやすい条件づくりを整備されますよう、今でも幾つか評価できるかなあとは思いますが、さらに要請して1つ目の質問を終わります。

2つ目の質問です。

学校図書館は十分活用されているか、3点、項目を書きましたけれども、まとめて質問します。

学校司書の役割と実態について、学校図書館には学校司書という人がいます。児童、生徒の図書利用に助言をする、ほんの選定をする、ほんの修理をする、児童、生徒に読み聞かせをする、読書環境の整備をするなどを仕事にしていってほしいです。

読書は言葉を育て、人生を深く生きる力を育みます。いながらにして世界中を見て回ったり、いろいろの人に感情移入したり、心を豊かにするものと考えます。想像してみてください。そこにいる子どもたちの姿を。思い浮かべるだけでも心が温かになりませんか。

さて、蔵書ですけれども、小学校も中学校も、しっかり蔵書がありました。これが妥当かどうかは難しいところですが、毎年、図書購入費も計上されていて、先生方や児童、生徒の希望や、いろいろ考え合わせて司書の方が発注するそうです。数多い出版物の中から選ぶので大変さもありますが、出版社が実物を持ってきてくれて、それを見ながら選ぶこともあるそうです。司書が展示した本を子どもが選んで読んでくれるとき、うれしいと思うということも話してくださいました。

読書活動については、それぞれの学校で少しずつ違いがありますが、積極的に進められていると思えました。内容としては、朝読書で1クラスごと図書室に行つて読んだり、週1回クラスごとに読み聞かせがあつたり、調べ学習で図書室、図書室を使つたり、読み聞かせは、先ほど言われましたムーミンの会といつて絵本を勉強しているグループの人たちが交代で出かけていって行っているということも聞きました。ずっと継続しているということで、そのことはすばらしいことだと思います。村の図書館とのつながりもあつて、小学校は図書館から2ヶ月に1回、1クラス1コンテナの本を借りて学級文庫にしています。図書館の本がテーマの本として展示されていて、貸

し出しはしないけれども、その場所で読むことはできるということもお伺いしました。図書室での貸し出しは、図書委員がいて交代で当番をし、朝や休み時間に行うということです。中学校では、ことしから週3回に朝読書が増えたそうです。貸し出しもして、司書の方がおっしゃることには、延滞が少なくなった、借りることが多くなった、本を見るが多くなったなどの変化が見られるそうです。図書室では棚から選ぶのですが、背表紙ではなく、表紙を見て選べるように展示したり、入り口から子どもたちが興味を持てるように新刊本の案内や写真や飾りつけなどですてきに配置してありました。本当に子どもたちの心の育ちに重要な仕事だと思いました。

そこでですが、児童、生徒は、午後にも学校にいます。その時間にも図書館利用して司書の人と図書について聞いたり話をしたりできるように、司書の仕事を1日勤務にすることは考えられないでしょうか。

また、司書の仕事の役割についてはどうお考えでしょうか。

○教育長

昨年、学校図書館法が一部改正になって、ことしの4月1日から施行されているわけですが、学校には学校司書を置くように努めなければならないということになったわけであります。

中川村では、以前から学校司書を配置しておりまして、お話のように、小学校は半日、中学校は1日勤務をしているところです。

学校図書、学校司書、司書の役割については、ただいまお話をいただきましたけれども、学校図書館の事務、それから本を選ぶことと配置をすること、それから図書館の環境整備、館内の資料整理、読書指導、これが読み聞かせとブックトープ等、本の紹介等であります。それから、カンファレンス業務といいまして、児童、生徒が読みたい本について示唆をしたり、必要な本を探す手助けをしたり、または授業や教材研究のときに必要な資料の準備とか案内等、さまざまな仕事があります。

したがって、実態は、司書がいなくて学校の教育課程が進まないというような状況と考えます。本に関する専門的なことはもちろんですが、図書館に人が、司書がいるのといないのでは、児童、生徒の図書館の利用状況が全く違います。

小学校では朝読書が8時20分ころから行われるために、8時15分から12時15分というような午前中の勤務をしているわけです。午前中は子どもたちが頻りに図書館に顔を出しますが、午後はほとんどそういうことがないという実態があります。

授業でも、司書のいない時間には図書館を利用する授業を入れにくいという状況があります。そういうようなことから、小学校においても1日勤務にしてもらいたいという要望は高まっていますが、このことも、やはり、いろいろと関係づけて考えなければならないことでもありますので、課題としてまいりたいというふうに思います。

そのほか、いろんな点をご指摘をいただきましたけれども、蔵書について整っているというお話をいただきましたが、文科省の基準を、どの学校も1.3倍～1.5倍ほど、冊数、蔵書数では上回っております。

しかしながら、蔵書は分類がありまして、特に文学は9分類なんですけど、学校図書館における本は、この9分類の比率が非常に高く、基準としますと25%のところ、現状としますと40%～50%ではないかというふう聞いております。つまり、そういう部分の文学に関するものが多いわけでありまして、したがって、そのほかの資料関係ですとか、あるいは映像等にかかわる資料ですとかいうものは十分には整っていないという現状です。今後は、特に、そういう資料も必要になってくるというふうに思われます。

また、理科ですとか社会科等の資料につきましては、新しいものが必要になってきます。そうしますと、古い情報の書籍等は、順次、新しいものに入れかえていかなければならないということがありますので、したがって、蔵書数が満たされているからといっても、やはり、毎年、かなりの新しい書籍等の購入が必要になるということでもあります。

それから、子どもたちの読書の量が十分であるというお話もありましたけれども、家庭における読書時間ということで考えますと、まだ全くしないという児童が増えてきているように思っています。家庭でのテレビゲームですとかデジタルメディア等と接する時間との関連をさらに見ていく必要があるというふうに思います。

以上です。

○4番

(鈴木 絹子) 図書の内容については、まだバランスの調整があるかなというふうにと受けとめました。ぜひ充実させていただきたいと思います。

司書の勤務形態なんですけれども、やっぱりとても重要な位置にある仕事ということで、今すぐではなくても、中川村の将来を担ってくれる子どもたちの豊かな読書環境を整えるためなら、多分、予算が難しいということがあるかと思うんですけど、お金には変えられないと思うので、近い将来、例えば月水金は1日勤務とか、変則的でもいいので司書の滞在時間を多くするようなことを考えていただきたいと提案します。

今回、学校の先生や図書室の司書の方にお会いして思ったことは、笑顔がとってもすてきだったこと、児童、生徒は、あの笑顔で迎えられるうれしいだろうなと思いました。議員にならなかつたら行くことのなかった学校ですし、何となく敷居が高いように思っていたのですが、どの学校も地域の人のどんどん来てほしいと言われました。みんなが見ているよと、子どもたちにも教職員にも応援のメッセージになるものようです。将来を担ってくれる子どもたち、未来をつくっていく子どもたち、それを大人はしっかり守り育てる責任があります。どんなことにも、何をすることも、子どもが健全に育つか、子どもにとってどうかと考えているという校長の言葉を最後に伝えて、質問を終わります。

○議長

これで鈴木絹子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時とします。

[午前11時39分 休憩]

[午後1時00分 再開]

○議 長 会議を再開をいたします。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
1 番 高橋昭夫議員。

○1 番 (高橋 昭夫) 私は、さきに通告をいたしました2点について、1点は学校教育に農業をどう生かすか、それから、もう一つとして6月から始まりました自動車制度と村としてのルール、違反防止策についてということで、教育委員会の考え方を中心にお聞きしたいと思います。

初めに学校教育に農業をどう生かすかということでお聞きをいたします。

政府が、今、進める地方創生は、地域の特徴を生かしたアイデアと発信力が試されるチャンスだと言われております。今こそ、みんなで村を見詰め、何を選択をし、村の特徴をどう生かすか、さまざまな視点で発想を変えての取り組みが求められていると思います。

そこで、私が考える中川村にとっての創生の柱は農業で、やっぱり農業であると思います。農業をどう今後に生かすか、発展をさせるかにかかっているように考えます。

昨日の集落営農法人化についての村長への質問でも、村長は、農業は中川村の産業、文化の柱であると、中川村の独自性をどう見出すかが今後の課題で、村全体が農村公園だと話されました。近視眼にもの考えるのみでなく、長期視点に立っての取り組みが大事ではないかとも加えられました。自然の恵まれた中川村の農業を考えてみますと、天竜川を挟んでの東西、南向、片桐の土質の違い、河岸段丘、豊かな標高の変化、農産物は南域、北域、何でも生産可能な場所であるという恵まれていること、農業に対する考え方は、補助ばかりに頼らず、みずからの挑戦を期待すると、内発的挑戦、工夫などの村長の考えがうかがえる昨日の村長の答弁でありました。

その農業について、きょうの私の質問は、未来を担う子どもたちにかかわりを、やっぱり持っていただきたい、これが根源として大変大事だということ、恵まれた農業環境を生かすという視点で子どもたちに焦点を当て、子どもたちにもっともこの豊かな自然や農業を学ばせるべきではないかというような思いを持って、教育委員会の考えを中心にお聞きしてみたいと思います。

都会から農村へ、自然や農業のことを知ろうと、小学生や中学生が、その都会の学校の行事として行っている事例が多くあります。中川村へも千葉県の子小学生が昨年まで、ことしは中止をされたようでありますけれども、農山村交流ということで中川村に2泊3日の日程で、田舎暮らし農業体験ということで続けておられました。その取り組みの目的、趣旨、内容、成果など、さまざまな関心、感想を持たれたことと、子どもたちがですけど、あるいは先生ですけど、そう思います。子どもたちへの教育の視点から、村の教育委員会や振興課で中川村としても学ぶべきものが多かったのではないかと想像いたしますが、どんな、この都会の行事という形の中での経過の中で、どんな感想を持たれたか、まずお聞きしたいと思います。

○教育長 千葉市教育委員会の農山村留学事業は、平成13年度から始まり、中川村では平成18年度から昨年まで9年間、子どもたちを受け入れてきました。

千葉市農山村留学事業の狙いは、農業体験やその他の体験そのものであります。

昨年度、来村した6年生たちが、受け入れてくださった御家庭や多くの皆さんの心温まる対応をいただいたことや東西小学校の6年生との交流会、また前沢川での川遊びや水生生物観察、陣馬太鼓体験、陣馬形山散策など、とても楽しかったと発表してくれました。また来たい、またいつか訪ねたいという感想も聞かれました。

千葉市の子どもたちにとっては貴重な体験であったというふうに思いますし、東西小学校の子どもたちにとっても、小学校段階で、こうした他地区、他地域の子どもたちとの交流体験は貴重なものであったというふうに思います。

財政的なことから千葉市の事業は終了してしまいましたけれども、交流ということでは、西小学校と世田谷区二子玉川小学校との交流が始まるという様子があり、交流という点では期待をしたいというふうに思います。

○振興課長 今の件について振興課の立場からもということでございましたので、教育長の答弁にもございましたとおり、訪れていただいた多くの子どもさんたちにとって、農山村での貴重な体験ができ、また、温かく受け入れていただいた農家の皆さん、それから中川村の小学生にとっても、他地域の子どもさんとの交流でよい思い出ができたのではないかと考えております。

振興課の立場といたしましても、受け入れていただいた農家の皆さんには心から感謝を申し上げるところであります。

振興課の立場という点で申しますと、やはり、農業を知らない都会の子どもたちが、こういった田舎で農業体験をしていただくことで、その農業を知っていただく、また、その農作物をつくることを通じて、その楽しさ、また苦勞も知っていただいたり、とれたての野菜や果物を食べていただいて、農業への関心、それから食育にもつながるのではないかと考えております。

また、中川村を知っていただくことで、先ほどもお話がありましたように、また、今度は、ぜひ家族の皆さんと訪れていただいたり、大きくなって、ぜひ、中川村を訪れていただけると、そういうことにつながればうれしいと思っております。

○1 番 (高橋 昭夫) 大変、先方の学校として見ますと、学校を離れる子どもたち、そういう意味では勇気のいる一つの挑戦というか、行事だと思います。

私の家にも10年ほど前に、確か小学校6年生だったと思いますが、3名を預かり、1泊をしていただきました。家では、できるだけ家でつくった農作物、野菜などを夕食に心がけ、昼間はリンゴ園を見たり、夜もリンゴ園を見たり、南田島の小川に連れて行き、孫も一緒に魚とりをしたり、植物に触れたりいたしました。子どもたちは、何ていうか、好奇心いっぱい、夜のテレビなどでは、その実際を見て、都会よりも農村のほうがチャンネルが多いと、すごいとびっくりして帰りました。帰りには色紙に頑張るように、また来てくださいという言葉添えて、絵を色紙に描いて、記念写真を撮り、この別れたことをきのうのこのように思い出します。私は、自然に触れる機会や農作業に接することのできる企画、心の教育など、よいことをされているなあと、その中で感想として持ちました。あとから便りが届いて、先方の家族とも電話

でやりとりができ、交流ができ、大変有益だったと思います。

昨日の中川村の将来像をどう描いているかという質問が村長に向けてありましたが、村長は、一人一人が元気の出る、伸び伸びはつらつの場所で中川村があっほしいと、そういうことをお話されましたけれども、その折の子どもたちの笑顔、表情、わくわくした顔、それは、まさしく、その一人一人が元気の出るという、伸び伸びはつらつの場面であったように私は思います。

今、そのよそから来られた生徒でありましたけれども、さて、この中川村は、村の小学校でも自然に触れる、自然に学ぶ、農業を知るなどの学習を取り入れていると思います。茶摘みや、あるいは米づくり等々ありますけれども、毎年、同じ時期にというような形が私には印象がありますが、中川村の小学校での農業体験、学習はどんな状況にあるのか、あるいはどんな目的性をもってやっておられるのかをお聞きしたいと思います。

○教育長 保育園でも野菜づくりや麦踏み体験をしているということでもあります。

小学校では、1・2年生の生活科や3年生からの総合的な学習の時間に各学年で野菜づくりを体験しています。そのほか、1年では朝顔の観察、それから2年では大豆の栽培、3年では、東小で、ことしはリンゴの栽培といいますか、リンゴのお手伝いといいますかに取り組むと、それから4年では、西小で、去年は干し柿づくりを体験しました。5年では、今のお話のように米づくりですけれども、東小学校では、ことしはアイガモ農法に挑戦するということでもあります。6年では、東小で菊づくり、また、両校とも全校で茶摘み等を行っているわけでもあります。

中学校では、技術家庭科のタマネギの栽培や、また、委員会活動の花壇づくりなどが、これに当たるというふうに思います。

中川村では、これらの小中学校の体験学習をキャリア教育の一環というふうに位置づけておまして、自己を見詰め、ふるさと中川への誇りと夢を持ち、生きる力を育む教育というふうに考えて取り組んでいます。これらの活動には地域の皆さんの協力もいろいろといただいているわけでありまして、その人々の作物に寄せる思いやすぐれた技術などにも活動を通して触れていくこともあり、こういった体験的活動を通して地域の人と出会い、また、自己の生き方を考えるということにつながるというふうに願っています。

○1 番 (高橋 昭夫) 大変にいろいろな角度から各学年に指導ということで、自然に触れるということで工夫をされていることがわかりました。

最近の子どもたちは、時代の流れの中で、私どもは、小さいころといえば、学校から帰り、お手伝いをするというのが常であり、また、そういう中で、おじいさんやお母さんから、うちの中や常々と違った形での会話というものが、大変にしみるものが大きかったように思いますけれども、今は時代性で、私も今までに、お手伝いとか天竜川へとか、いろんな質問をさせていただきましたけれども、実際に、時代のこの大きな流れという形のもので、学校の先生方も、教育委員会も、果たしてどういう方策で、どういう方向で、子どもたちをできるだけ、先ほど申し上げましたように、自

然に触れる機会としてどう生かすかということには、実際、現場の立場とすると大変なことだと思います。

文部科学省の学習指導要領では、生きる力を基本にうたわれております。先ほども教育長からお話がありましたけれども、中川村の第5次総合計画を見直して、改めて見ますと、教育の振興として生きる力を育むという言葉が使われ、村の自然や地域の力を生かした学校教育を進めたいとあります。今の教育長さんのお話に生きる力という言葉がありましたが、この生きる力と、その言葉にはいろいろな意味合いが込められていると思いますが、あえてになりますけれども、どんな内容か、地域の力を生かした学校教育についての考え方とあわせて、先ほどそういう話がありましたけど、あえてお聞きしたいと、こう思います。

○教育長 生きる力とは、一言で言いますと、豊かな人間性、みずから学び、みずから考える力というふうに考えています。

平成8年7月の中央教育審議会答申で出てきたわけでありましてけれども、そのときは、生きる力を、ちょっと長いですが次のように言っております。「基礎基本を確実に身につけ、いかに社会が変化しようと、みずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、みずからを律しつつ他人とともに強調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康な体力などである。」すべて含めているように思いますけれども、中川村で言えば、急速に変貌する社会にあって、心豊かでたくましい中川の子どもになると、そういうことではないかというふうに思います。温かくも芯の強い子どもの育成、それを目指していきたいということでもあります。

○1 番 (高橋 昭夫) 改めて大事なことだと、こう思います。

農業は、私も、ある程度の、リンゴですけれども、経営をしているわけですから、やってみないとわかりません。やってみてわかる、なるほどというものの教えがいっぱいあります。リンゴ園を経営して、古い木ばかりの果樹園で、私はありますけれども、自然に教えられることが多いと、野菜や花も、さまざまですけれども、手を入れてもなかなか増えてくれないとか、あるいは逆に手を入れなくてもいっぱいよいものができるとかですね、私はよく適地適産っていいと思いますけれども、その地に合ったものの選択というのは、自然の観察の中で、あるいは試しに置いておいて、2～3年たつと、そのものの方位がわかってくると、こういう観察力っていうのはすごく大事かと、こういうふうに思うんですけれども、それから、自然に学ぶという意味では、リンゴの剪定では、調整枝という、つまり、我々が考える形においては無駄のない枝張りをつくると、これが完璧であるという形なんですけれども、リンゴの剪定におきますと、調整枝、牽制枝という数字のない、必要のないような枝で、その木全体のコントロールをすると、バランスをとると、調和をなすと、こういう形で、ああ、なるほど、そういう無駄なものもあって、完璧でなくて、木というものは和らぎの中にその生態をなすというような形のことを思います。余分な枝を無理につくって木の調整を図る、大変大事なことだと、これは、我々が政治やなんかでも考える向きに、多少

に幅広く、余裕を持ったりという、そうした部分も必要なあとということに教えがあるんじゃないかと、こう思います。剪定、木を切る、片づけて切ってはならないと、切るのは、切り始めた、切り始めてどこかでとまる、どうしたらいいかというときには、その木からできるだけ外に離れるということを私はおやじから聞きました。外に離れて、周りを見て、木全体に目を向け、周りの木とのバランス、間合いを考えて、木というものは焦ってはならないと、よく私見広くを見て、その木の命を守り、命を生かす、その姿勢が大事だと、これは父の遺言であります。

それから、果樹の、果樹園の上に、この最近、皆様も目にするかもしれませんが、トンビやタカが大変増えてまいりました。その中に、カラスが、そのタカを追うという場面が、時々目にいたします、一体なんだと、これをよく観察をしますと、まあ、カラスの勇氣というのは、カラス、カラスか、シラサギかなあとよく言う、政治やなんかでも言うんですけれども、カラスというものが、やっぱり動物にはそれぞれの縄張りがあって、その縄張りから、よそから入ってきた折においては、自分の身を粉にしてもですね、やっぱり挑戦をしですね、そして、そのものを追い払うという、これは習性というか生きるものの本意という、例えばカラスでありますけれども、さまざまなものが、やっぱり競争というか、争いというか、やっぱり、ときには命をかけると、戦うという形のもので自然の中に多分に私はあるように思います。例えばカラスやなんかにおいてもですね、今、政治やなんかでは集団的自衛権や皇室、いろいろありますけれども、ここまでとか、そういうことでなくて、そのものは、相手を見て、そのものが余りにですね、頑健に、入ってきて攻める、そういう部分があれば、どこまでも追い返すという念力を持ちですね、そして、ときによれば仲間を誘うという、そういう姿があるということが目に感じ、心に読み取りができるという感じを思います。人間もそうですけれども、領域を守る、人の世界で言えば、例えば日本で言えば国を守る、相手を見て強ければ遠くまで追い払う、近ければ大事に至らず、その成り行き、そして仲間を持つのも自然の摂理、そうではないかと、これは国防にもつながるんじゃないかというのを、自然の中に、何か、ああ、なるほどなあと、私は、そういう識見を持って何か政治を見てみたい、そんな形で目を向けております。

さて、その資料っていいですか、あれに、通告に書いてありますが、東大、東京大学ですね、卒業、あえてといいですか、私が思うのは、その女性なんですけれども、78歳という我々よりも先輩であります、なかなか鋭い視点を持たれて、私はちょっと注目している人なんです、JT生命誌研究館館長の中村桂子氏、21世紀の人間は、どのような知識を教えるかではなく、どのような人間を育てるかに目を向ける必要があるという、いろいろあるんですけれども、資料にも、そこに添付させていただきましてけれども、その内容には、ちょっと時間があるので触れられませんが、21世紀の特徴は、高度情報化社会、知識基準社会、グローバル化が進み、インターネットなんかでは目が回るほどの情報量、それは、困るほどのものの精査という形のもので、まあ、大変選択に惑うというか、そういう、今、時代が来ていますし、それを利用しなければならぬんですけれども、先ほどの図書館のお話が出ましたけれども、

図書館の利用というのもですね、インターネットや、そうしたものを、あれがりますとですね、文献を求めて図書館へ行くという人が少なくなっているっていうのは、現実に私はあると思うんです。そうでなくても用が足すと、この情報という形のもは便利で恐ろしいんであります、逆にいう一語一語を各図書館としての使命という形のものに何か不安を与えると、こういうような形のことでもですね、やっぱり、そういう傾向はこれからとまらないと、こう言われているわけです。ですから、先ほど4番議員が質問されましたけれども、やっぱり、そういうようなさまざまな情報化と、そういう中で、どういうふうに生かすかという形のもを、勉強に含めてですね、いろいろな感覚の中からそれを生かすということになるかと思えます。教育のそうした中で、中村、その桂子さんという方は、教育の原点としては、農業ほど豊かな社会性、豊かな心、社会性、主体性の育成を図る教育はないんだと、こう結んでいるんであります。そして、その実践を図る学校が現実にあるんだということで、そこにもお示しましたように、福島県喜多方市、小学校農業科という科目をつくって、そんなことができるのかなあと思うんですけれども、現実にはできるという形で、私はすぐに電話を入れまして、教育委員会ですけれども、お聞きしました。これは、小学校農業科という形のもは、議会で大変もめたようでありますけれども、先ほど言う、この生きる力っていうような形のもはなかなか議員に理解がされないというような形で、大変な、大変な現状の中だったようですが、その教育委員会の方いわくは、結果的に市長が、これは子どもに目を向けることが大事だと、そういう形で、その実践を図る意味で、何ていうんですか、小学校農業科を7年ほど前から始めて、現在は全国から注目をされているという動きになってきております。ちょっと話が長くてですが、この、じゃあ、小学校農業科っていうのは何かあって、そういう、ちょっと概要に触れてみますけれども、小学校、こう書いてあります。狙いは、小学校における農業科においては、なすことによって学ぶ精神に基づき、農作業の実体験、活動を重視した教育を展開し、子どもたちの育成を図る、1つとして豊かな心の育成、先ほどお話がありましたけれども、心の育成、社会性の育成、主体性の自発的育成、こうしたものが中に込められております。農業科支援、これは、やはり先生もそうですけれども、いろんな人たちが協力をし、高校生も一緒になって教えたり、さまざまな場面があります。年間を通じて農作業、先生役として支援をし、自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに、自然のものと現象についての実感を持った理解を図り、科学的な見方や考え方を養うと、こうあります。

地方創生、先ほどもお話がありましたけれども、やはり、何かこの機会に、何か村として、何か特徴的な、そういう形のもをみんなの英知で考えようじゃないかというときに、私は農業をいかに生かすかというような感じがありましたもんで、こんな多少に長いお話をさせていただいておりますが、中川村としても、つまり、この中川村の農業っていうのは、先ほども示したように、大変環境に恵まれて、下伊那農学校、上伊那農学校の真ん中に、ここにあるというような形では、両方の生徒が一緒

になって子どもたちと触れ合っていく形の、この現地農業実労をやるような形においては大変いい場所なんですね。ですから、そんなようなことで、私は、こうした、今、言いましたこの市ですけれども、事例を、資料は差し上げてありますが、先生、すぐ送っていただきましたので、ありますけれども、子どもたちの教育に農業を有効に生かされてはどうかと提案をするわけでありまして。

難しいことなんでしょうか。ちょっとお願いします。

○教育長

お話の喜多方市小学校農業科の実践、資料を見させていただきましたが、素晴らしいと思います。3年生から6年生までの総合的な学習の時間の半分、年間でいいますと35時間をこの農業科に充てて、各学年の指導内容を系統的に高め、6年生では自然と人間が共生することの大切さを理解できるようにすることまでを目指していると、まさに生きる力としての豊かな心、社会性、主体性を育成しているというふうに読ませていただきました。

中川村でも、先ほどお話をしましたとおり、1・2年の生活科や3年からの総合的な学習の時間に農業にかかわる体験活動が行われているわけでありまして。これについては、学校としての全体計画があって、また、学年ごとに各教科と関連した年間指導計画をつくって、それに向かって取り組んでいるということです。活動は、しかしながら、予定どおりにいくばかりではありません。雑草や病気など問題にぶつかります。その中で、問題解決の力や、それに対する話し合い等、力を養ったり、また、大豆の学習であれば、豆腐、みそ、しょうゆづくりなど、いろいろに発展して昔の人々の知恵や技術に学んだり豊かな学習が展開できるわけでありまして。

ただ、課題としましては、毎年、そのときの子どもたちの実態や子どもたちの願いをもとに展開をしていくわけでありまして、学年段階を追った、それに沿った系統的な学びということではできにくいかなというふうに心配があります。

喜多方市小学校農業科の実践に学び、地域の人々の力をいただきながら総合的に学習を進めたいと考えております。

○1番

(高橋 昭夫) 今、内容をお聞きして、逆に中川村のほうが綿密にそういうものを実践し、努力をされているのかもしれないとも思いましたが、つまり、その先方の学校はですね、夏休みとか、ある時期でなくて、農作業体験、それは日常の中に取り組んでいけばいいなあとというような形での動いているというところが若干違うのかもしれませんが。喜多方の小学校、これについては、ちょっと目を向けていただいて、いろいろ検討していただいて、ここの子どもたちがより農業に触れられる、農業から学べる、自然から学べるという機会を広めていただければと思います。学校が小規模ですから、理想のような形になるのかもしれませんが、ひとつ重く受けとめて、頑張っておりたいと、こう思います。

これは、先ほど申し上げましたように、伊那市の市長と教育委員会が、早速に、去年ですけれども、視察をされて、昨年、伊那市はですね、モデル校として全校による食農体験を実施、農業のかかわりを深めております。伊那市の白鳥市長は「生きる力や郷土愛を育み、地域を引っ張るような子どもたちになるように育てる教育にし

たい。」と、こういうふうに述べられております。

私は、この項における最後に、ちょっと提案なんですけれども、この先ほどお示しをした中村桂子さんっていうおばあさんと言うと失礼ですが、なかなか念力のある、学力のある、そういう方ではありますが、中川村においても、正月のような折にここにお呼びをし、声をかければ喜んで飛んできてくださると思いますが、子どもたちを、そしてまた、大人たちも一緒になり、この講師としてお願いをし、お話をさせていただいたら、これは、村も、ちょっと発想感や何か村を見詰める息が変わるんじゃないかと、それで、それじゃあどういう題だと、こういうことになるわけですが、自然に学ぶ、あるいは教育の原点と農業と、こういうような形で、また、ときとして検討——検討というかですね、いい向きに広がっていけば、私の、それが願いであります。よろしくおりたいと思います。

以上で、最初のもは以上でありまして、次に、2つ目の自転車制度と村としてのルール違反防止策についてというこの題を挙げさせていただきましたけれども、これは、自転車で危険な乗り方をした運転者に安全講習を義務づける新たな制度が6月1日からスタートしたということで、これはですね、まあ、行政じゃなくて警察や安協に任せればいいと、こういうような形のものがあるのかもしれませんが、私は、いろいろニュースで聞いたり、新聞やさまざまで見ますには、その行政、地域というものはですね、やっぱり自転車というものの、この危険性というものには、やっぱり重きを置いて対応を図るべきだと、こういうふうに思います。きのう、おととい、きのう、おととも、きのうですね、帰りについていうと、沖町のあの青線がありますけど、それはあれですね、歩行者っていうのが優先の道路でありますけど、そこを自転車が通っております。中川村は細い道路であり、きちんとした、そういう自転車用の道路はありませんが、通路はありませんけれども、あれがルールという形のもの、この普通の自動車の、あれ、軽自動車ということに、軽になるわけですね、ですから、本道の左側を走るといのが自転車だというような形のものがありますけれども、そういうような部分で、一体どうなっているのかなあと、こういうようなことが思うわけでありまして。

それで、自転車による、この人身事故というのは、これ、あれなんですよ、長野県警における、その数の分析でいきますと、人身事故が、長野県、1,042件、5人が死亡、自転車が歩行者に衝突するなど自転車が加害者になるケースが増える傾向があると、加害者によると高額な賠償が求められると、一例として、神戸市で小学生の自転車が60代の女性にぶつかり重い後遺症を負わせた事故で、神戸地裁は、一昨年ですが、小学生の保護者に9,500万円の支払いを命じたと、こういうことであります。

また、自動車と違い、自転車の保険加入率という、これは任意でありますけど、加入率というのは、長野県の場合に2%、2割という形で、大変、そういう数字は低いわけでありまして。問題点が、いろいろそういう形であるわけでありまして。

それで、お聞きをしたいと思います。

村内の自転車保有数、あるいは利用状況などは把握されたかというような視点で、

ちよっとお聞きをしたいと、こう思います。よろしくお願ひします。

○総務課長 自転車につきましては、軽自動車税の課税対象でもありませんし、また、市町村への登録制度もありません。はっきり申し上げて把握していないと、当然、利用状況につきましても把握していないというのが実態になります。

○1 番 (高橋 昭夫) 新制度の内容というのはどういうふうに受けとめておられるか、内容をご説明いただきたいと思います。

○総務課長 はっきり言って、先ほど御自身も言われていたとおり、この内容については、公安委員会、あるいは長野県警なりの、本来、対応する事項ということで、市町村へは情報が全く来ていません。上から。

私たちも、改正があったということはマスコミの報道等で承知している。

また、私、たまたま先月5月が免許の更新で松本の運転免許センターへ行ってまいりましたけれども、30分の講習の中で、ほとんどビデオ、あと、講師の説明5分程度で、その中で6月1日から自転車も厳しく取り締まられますよという、ですから注意してくださいと、そういう説明があっただけです。

情報が無いという中でも、先ほども出てきたとおり、今、インターネットでかなり調べられるということで調べさせていただいた内容をお話ししますと、交通の危険を生じさせる違反を繰り返す自転車の利用者、これは14歳以上が対象だそうです。には、安全運転を行わせるため講習の受講が義務づけられたと、その交通の危険を生じさせる違反って何かっていいますと、かなり車と同じような部分が多いんですが、信号無視、それから通行禁止道路の通行、歩行者用道路での歩行者妨害、通行区分違反、路側帯での歩行者妨害、遮断踏切への立ち入り、交差点安全進行義務違反等、それから交差点優先者への通行妨害、環状交差点、この環状交差点っていう言葉は聞き慣れないかもしれませんが、全国でもまだ幾つかしかないんですが、飯田市には2つあります。俗にロータリーと言っていたものですね。環状交差点の安全運行義務違反、それから指定場所一時不停止、それから歩道通行時の通行方向違反、ブレーキ不良自転車運転、それから酒酔い運転、安全運転義務違反、以上14項目あります。違反を繰り返すと、3年以内に2回以上繰り返す自転車の運転者には、公安委員会から講習の受講が命ぜられると、また、命令を無視して受講しない場合は5万円以下の罰金が適用されると、これが14歳以上を対象に施行されたということです。

以上です。

○1 番 (高橋 昭夫) 今のお話は新制度の内容という形の内訳であったかと思ひます。

駒ヶ根警察署にもいろいろお聞きしました。行政は、そういう面はというお話をしましたけれども、いや、そうじゃないんだと、つまり、この中川村における自転車が走りやすい道路になっているかどうかと、こういう形の環境整備をする必要があるのかもしれないというお話がありました。これは安協なり警察がやるのかもしれない。私はちよっとわかりませんが、しかし、いずれにしても、無防備でありますと、自転車における事故は発生する可能性は多分にある、こういう狭いところですから、その危険性もあるし、この子どもたちへの指導というのは学校が指導されて

いるかもしれませんが、この子どももあるけれども、大人がどういふようにという形のものわきまえというものも確認をしたり、そういうことは大事じゃないかと思ひます。

世田谷と申しますか、そういう都会は、大変頻りに車が通りますから、余計に前向きのそういう姿勢があるのかもしれませんが、自転車はこう走ってくださいと、左を走りなさいと、そういう改善を図るといふ方針が、この前、聞きましたけれども、前向きに、やはり子どもたちの事故が極力に発生しないように、それから、村外からも、今、サイクリングと申しますか、結構、知らない方がですね、大変格好いい格好をしまして村内をめぐっております。意外に私は数が多いんじゃないかと、こう思ひますけれども、そういう自転車族、そういう向きに向けて、やはり、こういうふうに走るよという農村なりの指令といふか、そういうアドバイスといふか、そういうことに、私は、やっぱりかわり、ちよっと考えたりされることがいいんじゃないかなあといふのは私の考えであります。

それから、自転車の専用レーンといふか、青いゾーンですね、青い線、それから、そういうもの、それから、車道本来型では、波マークといふんですか、それから矢羽根型表示といふの、ちよっとわかりませんが、自転車はこうでこうでっていふのも、あれ、あれなんですかね、安協なり警察がやることなんですか。そういうものなのかもしれませんが、自治体といふかで、そういうことを率先してやっておられるという形、村としては、そういうことは、先ほど課長、総務課長、お話がありましたけれども、警察や安協、あるいは県がやることで、村としてはという、そういう思ひで、そういうことなんですか。もう一度、確認をお願いしたいと思ひます。

○総務課長 こちらの答弁を勝手に解釈されているように非常に思ひますが、私が言ったことは、そういうことじゃなかったはずですよ。きちんと捉えていただきたいと思ひます。

今、高橋さんの言われたことに対しては、ちよっと私のほうでも承知していませんが、例えば、道路上の規制等については、警察、公安なりがやる部分と、それから道路の管理者がやる部分があります。それから、また、道路の自転車専用道路といふふうに行政がつくった場合は、それなりの措置が行政のほうでできたりしますが、村内には、そういうものがございません。現在のところ。こういう自転車専用道路等のないところは、自転車も、これ、車両です。車両ですので、道路交通法に従って走らせなければいけない、道路でいいますと、車と同じように左側通行ですか、これをしなきゃいけない、そういうことが、自転車といえども車両の範囲で、基本的には道路交通法を守った運転をしなければいけない、そういうことになると思ひます。

○1 番 (高橋 昭夫) 道路の管理者、専用道路、このものについてはという説明がありました。私は、場所によってはですね、中川村といふのは、今すぐということじゃありません。しかし、そういう危険な場所も村内あちこちの中には箇所としてあるのかもしれないと、こういうようなものを、ある意味で整備をされるとか、そういう

ことも目を向けることも、行政としては大事じゃないかなあと、こういう思いがするわけです。

それから、先ほど冒頭に申し上げましたように、この法律が変わりました。6月1日からスタートしたということですが、こういう自転車に関するといいますか、相談ダイヤルを設けるといのは、ちょっと過分で大げさかもしれませんが、警察っていいですか、そういう立場からですね、いろいろお話を聞きします。これは駒ヶ根じゃありません。しかし、危ない箇所を、その、何ていうんですか、相談ダイヤルなどに寄せていただくと、ある意味の解決方法にもなると、それはなかなか言いにくいことで、それで、警察だとですね、いいにくいと、こういうようなことも多分にあるかと、こう思います。危険な、今、申しました箇所の情報、それから自転車通学生に、高校生ですけれども、注意してほしいこと、あるいは、これ、保険もあれかな、行政は余り、保険会社がやるからってということだかもしれませんが、行政としてはですね、自転車やなんかのお店に、中川村はそれが無いのかもしれませんが、そういうところに依頼をして、極力、先ほどありました保険にもですね、500円か1,000円というような形の中で、入っていただくようにというような形にわらかい声かけもあってもいいのかもしれませんが。

それから、もう一つは、今のお話、私、ちょっとさせていただきましたが、情報交換の場というような形の中において、多少やわらかい感度で、そういう形を、先ほどの相談ダイヤルとか、何か、ちょっとわかりませんが、受けて立つといいですか、あったら、また聞かせてくださいよというような、あえて中川村が危険な道路が散在しておりますから、そういうところにも目を向けてやっていただければいいのかなあと、こう思います、そんな点についてお聞きできれば。

それから、加えますが、自転車の活用といいますか、こうしたことは、これから大変盛んになってくるかと思えます。それで、前、村長も言われておりましたけれども、天竜川周辺ですね、有効活用ということでは、前沢川あの橋ができた、そういう折に、ああいう橋ができれば、天竜ペリを自転車で、サイクリングコースっていうんですか、そういうような形で自然に接してもらったり、楽しんでもらうこともいいんじゃないかというようなお話もありました。こういう今の6月1日からのスタートを契機に、ときとしては自転車に目を向け、あるいは、これを有効に活用、生かすと、あるいは、その保全といいますか、事故防止という形でっていうのは、行政で何かできることがあればやると、専用道路ばかりではなくてですね、そういうことがあればというように、素人的でまことに申しわけありませんが、そんな点について、ちょっとお聞きしたいと思いますので、総務課長にお聞きします。

○総務課長

議員の皆さんも例規集をお持ちですので御存じだと思うんですが、交通安全条例というのが例規集の中にあります。平成10年に制定したもので、第5条で、村長は、村民に対し交通安全に関する広報・啓発活動を積極的に行うほか、必要な情報を適切に提供するというふうにしております。これだけでなく、村における交通安全の確保に関する施策の基本を定めたり、村民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的

としております。そんな中では、今後、警察、あるいは交通安全協会と協力して広報活動に取り組む必要はあるというふうに考えております。

ただ、ちょっと通告になくて出されました相談窓口というか、道路交通法等になりますと、かなり複雑な、また細かな法律になります。そんな中では、道路交通法に関するエキスパートを置くというの、ちょっと、こういう小さい自治体では無理かなと、そういったところは、やはり一番詳しい警察ないし公安委員会のほうに担っていただくべきかなというふうに考えます。

以上です。

○教育長

自転車による通学というお話がありましたので、学校の関係でありますけれども、小学生については、例年、年度初めに交通安全教室が開かれておりまして、3年生以上は自転車の正しい乗り方を指導を受けているわけでありまして、特にヘルメットの着用については厳しく指導を受けたということでありまして、この新しい改正道路交通法については、特に小学校の場合は指導ができておりませんので、夏休みを前にしてPTAの地区懇談会等で保護者にも呼びかけていくということでございます。

中学生は、14歳以上が改正道路交通法の対象になることから、県警察本部からの啓発チラシを全生徒に配布をいたしました。交通安全教室では、交通安全支援センターの指導員の話やビデオ上映により指導を受けたということでありまして。受講後の生徒の感想には、今まで考えてもみなかったようなことを教えていただいたので、これからは、このようなことに気をつけて自転車に乗ったりしていきたいと思いましたという感想が書かれていたということでありまして。自転車安全利用の大切さということが実感されたのではないかなあとというふうに思います。

通学生については、4月当初、自転車通学の決まりを約束をして自転車通学の許可を受けるわけでありまして、休日、部活での利用生も含めて、村内の二輪協会の方による自転車安全点検を受けて利用しているということでありまして。

○1番

(高橋 昭夫) いろいろと教えていただきました。

自転車の運転責任自覚の機会として、自転車による事故の発生がないよう、それから、自転車が走りやすい道路になっているか、そういうような形も含めて、中川村なりに手を打ってもらいたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長

これで高橋昭夫議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでございました。

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後1時56分 散会]